

むつ市議会第203回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成22年3月8日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例
- 第3 議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 工事請負契約について
(市立第一田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第14 議案第13号 工事請負契約について
(市立第二田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第15 議案第14号 工事請負契約について
(市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第16 議案第15号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設)
- 第17 議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第18号 平成21年度むつ市一般会計補正予算
- 第20 議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第22 議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第23 議案第22号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第24 議案第23号 平成21年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第25 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算

- 第26 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第32 議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第33 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算
- 第34 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解について)
- 第37 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
13番	佐々	木	隆	徳	14番	菊	池	広	志
15番	半	田	義	秋	16番	千	賀	武	由
17番	白	井	二	郎	18番	山	本	留	義
19番	岡	崎	健	吾	20番	馬	場	重	利
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊
24番	村	川	壽	司	25番	富	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（1人）

21番	山	崎	隆	一
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教育長	牧	野	正	藏	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫	
代査委員	小	川	照	久	総務部長	新	谷	加	水	
総務部 防災調整	岩	崎	金	藏	総務部 務監	對	馬	映	子	
企画部長	阿	部		昇	企画部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人	保健福祉 部	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久	建設部長	太	田	信	輝	
選挙管理 委員会 事務局長	大	芦	清	重	監査委員 局長	齋	藤		純	
教育部長	佐	藤	節	雄	教委事務 員局長	高	田	文	明	
公企 業局長	佐	藤	純	一	教委事務 員局長 図書館 舎長	河	野	健	二	

大所 畑 庁 総秘 副 管 出 次 民 副 國 課 保 福 副 生 課 經 副 商 課 建 副 建 教 委 事 副 總 公 企 副 總 總 防 課 保 福 見 課 經 農 課 總 広 總	舎 長 部 書 監 長 部 事 長 部 事 室 長 部 事 金 長 健 部 事 社 長 部 事 光 長 部 事 長 育 会 局 事 長 營 局 事 長 部 整 長 健 部 庭 長 部 産 長 部 報 課 幹	柳 奥 山 澤 大 若 中 鏡 安 石 工 美 室 工	谷 川 本 畑 橋 松 嶋 谷 藤 田 藤 館 藤	正 清 伸 正 大 松 中 鏡 安 石 工 美 室 工	尚 次 郎 一 敏 誠 通 朗 晃 雄 男 男 彦 光 樹	脇 野 所 舎 務 理 課 務 理 課 務 理 課 企 畫 整 民 副 廢 對 保 福 副 健 課 建 副 下 課 農 委 事 教 委 事 副 學 課 總 行 課 企 財 政 課 保 福 介 課 教 委 事 學 民 國 年 總	沢 長 部 事 長 部 事 長 部 政 監 部 事 物 長 健 部 事 進 長 部 事 道 長 業 會 長 育 會 局 事 育 長 部 營 長 部 長 健 部 社 長 育 會 局 長 部 保 課 幹	片 松 赤 下 奥 成 齊 吉 加 花 石 岩 高 橋	山 尾 田 山 島 田 藤 田 藤 山 野 崎 坂 本	元 一 史 雄 一 光 司 薰 男 春 了 男 二 司
---	--	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

經濟部林業課
經濟產主幹
經農水總括主
務主任

畑 中 誠
澁 田 剛

總務部課幹
務務部課任
總務總主

吉 田 真
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
總括主幹
主事

工 藤 昌 志
柳 田 諭
井 戸 向 秀 明

次 長 澤 谷 松 夫
主 查 石 田 隆 司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日、この後、チリ地震津波に際しての緊急避難指示の不手際について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（村中徹也） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。

去る2月28日に発生した南米チリ大地震による津波の際、一部の住民の皆様に対する緊急避難指示に不手際がありましたので、その概要をご報告し、おわび申し上げたいと存じます。

2月28日午前9時33分に気象庁から発表されました本県太平洋沿岸の大津波警報に際しましては、状況を判断して、私の指示により沿岸付近の地域に対して避難勧告を発令することとし、対象

地域と避難場所の選定を行い、同日正午に緊急避難勧告を発令し、その後、午後零時45分に避難指示に切りかえたところであります。

その際、対象沿岸のすべての地域に発令すべきところ、担当課が対象地域の確認を行う際に大畑町上野地区及び湊地区を対象地域から漏らしてしまったものであり、その後の確認作業も不十分だったものであります。

さらに、住民に防災行政用無線により広報する際にも、担当課からの指示をそのまま放送してしまったために、上野地区及び湊地区の住民には避難指示がなされなかったこととあわせ、避難所の周知もなされなかったという重大な不手際となったものであります。

住民の生命に係る重大な対応の不手際であることを深く反省し、上野地区及び湊地区の住民の皆様には、大変なご不安とご迷惑をおかけしましたことに心から深くおわびを申し上げる次第であります。

今回の事案を教訓として、避難対象地域と避難場所の再確認及び防災対策の事後検証を徹底して行い、議員及び市民の皆様には、今回の防災対策全般にわたり、後日、報告書の形で総括し、ご提示したいと存じますので、ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 本件について、市長から、今回の防災対策全般にわたり後日報告書の形で総括し、提示したいとの申し出があったことから、先ほど開催した議会運営委員会において質疑を行わないことに決定しておりますので、ご了承願います。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第37 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第1号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第1号
むつ市子ども夢育成基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） おはようございます。まず、議案第1号に対して質疑をさせていただきます。

この議案は、むつ市子ども夢育成基金条例ということで、中学生、小学生を対象にした文化、スポーツにかかわる大会に支援をするということにあります。今まで一般会計の教育費の中からこの支援をしていましたが、このたびあえてこの基金を新設してまで取り組むことになった経緯と理由について、まずお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

近年むつ市の子供たちが文化、芸術、スポーツ分野で青森県大会を勝ち抜き、東北大会、全国大会に数多く出場し、活躍しておりますことはご承知のとおりでございます。また、むつ市の未来を担う人材育成に資するために行う子供の海外研修、体験研修等も毎年積極的に推進されており、これまでのむつ市ジュニア大使派遣事業のほかに医学、科学に興味を持つ生徒を千葉大学へ派遣するむつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業を実施してきたところであります。派遣生徒からは、初めての有意義かつ貴重な体験であったという評価を受けているところであります。これまでは、スポーツや文化活動については、東北、全国大会への出場が決定してから、その都度経常予算の範囲内で大会出場経費の補助を行ってまいりました。年度により子供たちの活躍への補助金について過不足が生じることもあり、子供たちの活躍を支援、援助するためには安定的な財政基盤が必要である

ことから、むつ市子ども夢育成基金を設置することとしたものであります。

この基金の設置によりまして、一般財源での積み立てのほか、毎年度の派遣事業費等の予算の執行残及び市民からの寄附金により基金の造成をすることができるものと考えております。

子供の文化、芸術、スポーツ等に関する基金は、県内では一般の文化、スポーツ等の振興基金は設置されているものの、子供のための基金としてはむつ市が初めてであり、子供たちの夢を支援し、子供たちの可能性を追求することに大きく貢献するものと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） よくわかりました。

大会、競技会、発表会への補助割合といいますか、支援割合ですが、それは現行の制度と、このたびの基金から繰り出しする制度の割合について、どの点が変わったのか、まずお知らせください。

また、今回は中学生、小学生対象であります、むつ市を離れて大学生になってもまだその競技とか文化、芸術に携わっているような活動をしている人もいますけれども、その方々への支援の方法について、この基金を使って何かをしようというふうな考えがあるのかどうか。また、地域スポーツクラブ、または文化団体の団体への支援ということについて、この基金から繰り出しができるのかできないのか。また、今の答弁で市民からの寄附というふうな話がありましたが、ふるさと納税からのこの基金への繰り入れができるのかできないのか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、基金の補助率の関係についてお答えを申し上げます。

これまで青森県大会を経て東北大会、全国大会

に出場した場合には、その派遣の旅費、交通費、宿泊料、楽器等の運搬費の3分の1を補助するという考え方で進めてまいりました。この基本的な考え方は踏襲してございます。全く同じでございます。

それから、高校や大学で活躍する生徒を支援というふうなことでございますけれども、これにつきましては、まず私ども教育委員会が実施するというふうなことでありますので、これはあくまでも小学生と中学生に限ってございます。これは、あくまで小学校と中学校を所管する立場から支援を行うという考え方で実施してございます。したがって、国とか県、または法人、学校法人があるかと思っておりますけれども、それが所管するものについては、高校、大学、これらについては、その基幹の国・県、法人が対応すべきものであろうというふうな考えてございます。

それから、地域スポーツクラブや文化団体への支援というふうなことでございますが、この子ども夢育成基金に関しましては、繰り出し処分の対象にはしておらないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいま斉藤議員からふるさと納税制度による寄附があった場合、今のこの基金へ繰り入れができるのかとのお尋ねであります。このテーマは後日の斉藤議員ご自身の一般質問にも関連いたしますので、深くは入りませぬけれども、ふるさと納税制度の寄附申込書におきまして、これまでは使い道を各種事業といたしまして、特定はしておりませんでした。今後むつ市の主要な事業の柱立てをして、寄附を広く仰ぐという方向性にあります。したがって、この子供の夢づくりのための事業も人づくりという観点で主要事業の一角でございますので、今後そ

の趣意で寄附が寄せられるようPRに努め、期待するところであります。

ただ、寄附はあくまでも寄附者の趣意があつてのことであることを含みおく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（斉藤孝昭） ぜひ市長に答えてもらいたいですけれども、今の企画部長の話でいくと、やはり寄附をしてくださる人がいる場合、幅広く活用してほしいという思いも多分あると思います。教育部長の話でいくと、教育委員会が所管するというふうな話で小・中学生と限定しているようでもあります。もうちょっと幅広く今後のむつ市の将来を担う子供たちの人材育成というふうな観点から考えると、やはり私が今話したようなむつ市に住所がある高校生、大学生が活躍しているところにも当然支援をしていくような幅広い考えでこの基金を運用していくというふうな考えがいいと思っております。市長、どのようにお考えなのかお答え願いたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あくまでもこのむつ市子ども夢育成基金条例といえますのは、子供たち、小・中学生というふうなことに限定をしておるところであります。大学生はむつ市には当然住所がないものと、このように思います。大学の所在地に住民票が移されていると、こういうふうな見方になろうかと思うのですけれども、むつ市に住所がある高校生、その方々についてはやはり今後研究をしていかなければいけないと、こういうふうな思いはしています。

しかしながら、例えばむつ市ではこれまでオリンピックに出場した方、たしかお二方、ボートのオリンピックの選手がございましてけれども、その場合はやはり市民の声を受けて、さまざまな各団

体から、当時の大学の同窓会だとか、それから各企業から、そういうふうな形の中で支援がなされたと記憶しております。その中で例えば高校生、大学生についてはこういうふうな方々が、例えば全国大会、また世界大会、そういう場面に出場する際にはどういうふうな形をとっていくのかということについては研究をしていきたいと思っております。あくまでもこの条例は、小・中学生に限定をしているということで提案をさせていただきましたので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（村中徹也） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 齊藤議員と重複する部分がございますので、避けながら質疑をさせていただきますと思っております。

まず初めに、今回の基金は市長が公約で掲げました「こどもは地域のたからもの」を進めるための事業の一つと考えて進めたのかどうか、ぜひ市長の口からお聞きしたいと思います。

また、当初この議案を見たとき私は、当初予算において十分な予算措置をすれば、別にこういうことはしなくてもいいのではないかなというふうな考えました。ただ、今のお話を聞いておまして、当初予算ではどうしても間に合わない部分も出てくると、そういう部分を埋めるためにぜひともやりたいというふうなお話もありましたので、この基金をつくるに当たり、まず最初に当初予算で十分な予算措置をするというふうな考えが出てこなかったのかどうか、このあたり聞いてみたいと思っております。まず最初、その2点お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の私の政策の大きな柱であります「こどもは地域のたからもの」、まさしくそれを一歩具現化した形であるものと、

このように私は思っております。これまでこの職につきまして約3年近くになるわけですが、本当に地域の子供たちがスポーツ、芸術、さまざまな場面で東北大会、全国大会に出場すると、そのたびごとにやはり懐の状況をさまざまおもんばかるような状況がありましたので、これはしっかり基金をつくり上げて、そして子供たちがもう本当に、また地域の方々がもっともっと元気になるような、子供たちが元気になれば、やはり地域が元気になるわけでありますので、その子供たちをしっかりと経済面でもサポートをするべくというふうな形での具現化と、このようにとらえていただきたいと、このように思います。

当初予算でというふうなこと、やはり子供たちのことでもありますので、さまざまボリュームがふえたり、また今は団体の芸術、例えば吹奏楽だとか合唱だとか、そういうふうな非常に多くの人数の子供たちが全国大会、東北大会というふうな形の場面が非常に多くなってきております。そういうふうなところで、やはり当初予算ではなかなか想定もできない部分もありますので、このような基金を運用して、子供たちの支えをしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） ある程度お気持ちはわかりました。そうしますと、先ほどの齊藤議員の質疑の中で補助率は3分の1ですよという話でございました。この基金の運用が軌道に乗って、ある程度潤沢になった場合、この趣旨からいきますと、3分の1の基準の見直しもぜひとも考えてみてはどうかと思うのですが、その補助率を上げるというふうなお考え、今後あるのかないのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 補助率の引き上げについてのお尋ねにお答えいたします。

以前にも補助率の引き上げについてはご質問を受けておりました。補助率の引き上げにつきましては、大会等に出場する学校、保護者の負担の軽減と、そういう面からは非常に歓迎されるべきであろうというふうに考えますけれども、一方では助成する基本的な財源は税金であるというふうな考え方がございます。特定のものにいわゆる助成をするというのではなくて、負担をしているものに平等に配布してほしいというのも一つの考え方としてあるわけでございます。したがって、幾らがいいのかというのは、これは議論する余地がございますけれども、当面は3分の1程度の負担をするというふうなことであれば、市民の理解は得られるのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 先ほども申しましたが、基金の運用が軌道に乗って、ある程度潤沢になった時点でぜひともその点については考えていただきたいということを述べて質疑を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず第5条の中に、「文化、芸術又はスポーツの競技会、大会等」とございますが、この等とはあとどのようなものが含まれるのか。

それと、先ほど市長が小・中学生限定とご答弁されておりますが、幼稚園とか保育所関係も入れるべきと私は思うのですが、どうでしょうか。

それと、第2条の積立金のところですが、積み立てる額は毎年度予算で定めるとしており、

来年度の予算では500万円ほど計上しておりますが、最終的な目標額はどの程度と考えているかお答えを願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、スポーツの関係についてでございますけれども、スポーツにつきましては、青森県大会を経て参加資格を得た東北大会、全国大会というふうなことで決めさせていただいております。ただし、スポーツ大会については、小学生はスポーツ少年団の大会というふうなことで、中学生は東北中学校体育大会、それから全国中学校体育大会というふうな形で定義をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、幼稚園と保育所の子も助成すべきではないかというふうなことでございますけれども、これにつきましても教育委員会が所管します小学生、中学生、これを主体的に助成をしたいというふうな考え方でございまして、現在のところ幼稚園、保育所までは対象にはしておらないというふうなことをご理解いただきたいと思います。

それから、積み立ての目標額はいかほどかというふうなことでございますけれども、これは安定的に助成ができる額といたしますか、例えば通年の大会等が300万円あるとしますと、それを上積みした100万円程度のものは予算として欲しいというふうなことをクッションに置きたいなという考え方がございます。したがって、それを毎年度標準的、平準化して確保できるような基金の総額が欲しいなという思いでございます。したがって、一般財源では200万円なり300万円を経常的に支出していただいて、残りの100万円は基金の繰り入れで何とか措置していきたいというふうな考え方でございます。もし予算に執行残が出れば、基金のほうに積み立てることも可能かなというふうな思いでございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ありがとうございます。

小・中学生を限定で幼稚園、保育所の子供は入らないということでございます。学校関係で小・中はわかるのですが、最近幼稚園でも保育所でも文化的な芸術的なものがあるのです。そういう事業でやはり私はもう少し幅を広げて該当させてほしいと、そう思うのですが、もう一度そこあたりの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 確かに先ほどもご答弁したとおり、助成するという意味は十分に理解できますけれども、先ほど申しましたとおり、それぞれ所管しております団体が独自に考えていきたいという部分がございます。それは、あくまでも市が行政としてやるべきことと、それからその団体等と協働してやるべきものというふうな体制があるかと思えます。できれば行政ができること、そしてその団体ができることをあわせて一つのものに向かって進んでいただければ非常にいいものができるのではないかなというふうな思いでございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 議案第4号は、簡単に言うと、法改正によって職員の月60時間以上時間外超えた場合、時間外手当割合を上げるというものであります。この内容そのものについては、疑義がある

ものではありませんが、現状がどうなっているのかというふうな確認も含めて質疑を何点かさせていただきます。

まずは平成21年度、今まで月60時間を超える時間外をした職員は何人いるのか。

次は、職員の時間外管理、どのように行っているのか。

3つ目は、職員の休暇取得状況、または代休の取得状況の管理はどのように行われているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 齊藤孝昭議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

まず1点目の今年度60時間を超える時間外を行った職員が何人いるのかということについてでございますが、年度中途でございますので、平成22年1月末現在で申し上げますと、延べ人員で16名おります。今年度は、庁舎移転等の事業に伴いまして、やや多くなっているということがございます。ちなみに、平成19年度、平成20年度はいずれも延べ人員では11名でございました。

次に、第2点目の職員の時間外管理はどのように行われているのかということについてでございますが、時間外勤務の命令につきましては、各所属長が行ってございます。一般的なフローといたしましては、平日に時間外勤務を行う場合、まず所属長から時間外勤務命令の決裁を受け、時間外勤務終了後、宿直、これはシルバー人材センターに委託しているわけでございますが、宿直に時間外勤務命令簿を提出して退庁いたします。宿直が退庁時間を記入し、その命令簿は翌日総務課へ回付され、総務課長、各分庁舎の場合は管理課長、教育委員会は教育委員会総務課長がそれぞれ確認してございます。

また、平日の夜8時を超える時間外勤務を行う場合、あるいは土曜日、日曜日、祝祭日に時間外

勤務を行う場合、こういう場合には時間外勤務等承認願を総務課長に提出するよう義務づけてございます。

次に、3点目、職員の休暇取得状況と代休の取得状況の管理はだれが行っているのかということについてでございますが、一般職員の有給休暇に限っては、休暇の取得は服務管理規程に基づき所属長が決裁しておりますし、土日や祝祭日の振りかえ及び代休につきましては、週休日の振替等命令兼代休日指定簿の写しを時間外勤務命令簿と一緒に当該月の終了後に総務課に提出させております。次長級以下の病気休暇につきましては、総務部長の決裁となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 平成21年度の1月末現在というふうな話で月60時間を超えた者は延べ人数で16人ということでありました。所属によって仕事の濃淡があることは十分わかっていますが、行政の人員配置の考え方は、仕事が多いところに人員をスライドさせるという考え方がなくて、決められた升の中で何とか処理業務をこなしていきましようという考え方があるというふうに私は思っています。時間外が多く集中している部署について、当然今後この60時間を超えると賃率が上がるということは、過重労働といえますか、余りにも働き過ぎないように、働いた場合は、その対価を受けようというふうな内容の法律でありますので、これから時間外数が多い部署については、人員の配置をスライドしていく考えも必要だと思いますけれども、今の行政の運営上それができるのかどうか。あとはサービス残業は行政ですから、多分やっていないと思いますが、サービス残業はしていないと思いますが、予算編成の指示、企画部長から指示された内容を見ると、年間の時間外の予算はこれぐらいなので、これ以上はオーバー

しないようなやりとりをしてくださいと、時間外の指示をしてくださいというふうな内容も一部あったように見受けられました。そのことについて、予算に対して時間外数を限定するのか、それともやらなければならないことに対して労働の対価として時間外を払うという考えなのか、どちらなのかも含めて2点お知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 時間外勤務の多い部署へのスライドというと、いわゆる柔軟な体制をとることだと思えます。そういう意味合いでは、課ごとにグループ制をことしからしいて、柔軟な体制をとるということをやっておりますけれども、部単位でそういうふうなことができるかどうかということは、まだ今後の課題になろうかと思えます。といいますのも、課内でもなかなかこれまでの係制というふうなものが非常にしみついているといいますか、柔軟な人員の活用というふうなことがなかなかできないということもありますので、そういう面ではいましばらく時間がかかるかなというふうに思っております。

ただ、時間外が多い、業務が集中しているというふうなことを人員配置ということに反映させて考えた場合に、ピークに合わせるということではできませんので、どうしてもこの時間外というのはやむを得ない状況にあるものかというふうに思っております。それは当然程度問題ということがあられるわけですが、それがどの程度であればいいのかというふうなことは、これまでの状況を見ながら、いわゆる先ほどおっしゃいました過重労働にならないような、あるいは職員の健康管理ということも精神的な面もひっくるめて、そういうふうなことを見ながら考えていかなければならないものと思っておりますのでございます。

それから、サービス残業、これは当然ないわけ

でございます、当然ながら当市は赤字財政ということ、累積債務を抱えているという状況にございますので、できるだけ残業はしないように、できるだけ事務効率を上げるようにというふうなお願いは、当然これはしているわけでございます。ただ、土日、あるいは祝日についてはルールに基づいて振りかえあるいは代休、こういう対応をいただいておりますけれども、平日の残業については、これは当然正規に支給をしてございます。その時間外勤務手当というふうなのは、一般会計で年間約6,000万円ほどでございますけれども、決してこの額に残業時間を合わせているということではございません。当然必要に応じて残業せざるを得ずやっているという現状があるわけでございますので、もし足りなくなるということであれば補正させていただくというふうな措置も当然必要になってくるわけでございます。現在は、そのような対応をとってございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） ぜひそのようにやった分は労働の対価として当然支給することが当たり前だと思いますので、お願いしたいと思えます。

最後というよりも3回目ですので、総務部長がいいのか、市長がいいのかわかりませんが、まさかということで質疑しますが、個人が自主的に残業をする場合、それは時間外にしないというふうな風潮がもしあるのであれば、あえてこのような60時間を超えたという時間の制限をつけても意味がないわけであります。なので、現在自主的に土日または平日でも残って残業している方は時間外になるのかならないのか。先ほどの総務部長の話では、所属長の命令により時間外が発生するというふうなことでありましたので、自主的にやっている職員はどのような扱いになっているのか、最後お答え願います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは先ほどお答えいたしましたように、残業はきちんと所属長が管理したうえでやられているということがございますので、これは所属長の許可なしにいわゆる自主的にやっているというふうなものについては、それは関与しないというのが原則でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、職員の残業時間というのは直近のデータで平均大体何時間ぐらいなのか。そして、一番多い職員というのは何時間残業しているものでしょうか。また、残業の多い職場というのはやはりあるのかどうかということです。

2点目ですが、今回のこの議案第4号によると、1日代休をとるとしたら大体何時間残業をしなくてはいけないのかということをお教えしてもらいたいと思います。

以上、2点です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、職員の残業時間は平均何時間で、多い職員は何時間ぐらい残業しているのかということでございますが、一般会計だけで申し上げますと、平成22年1月現在では1カ月平均で1人4.5時間というふうなことになります。また、残業の多い職場ということでは、本年度につきましては本庁舎移転等がございましたものですから、管財課、あるいは情報システム課といった課が多くなっております。最高で90時間を超えたものもございます。例年であれば、確定申告時期から出納閉鎖まで繁忙期の集中する税務課、人事異動後

の職員データの変更や議会対策のための定型業務に時間が割かれます総務課、さらには早朝や夜間の健診業務等もあります健康推進課、これらの課が残業の多い課ということになります。

次に、1日代休をとるとしたら何時間の残業が必要か、これは本制度に基づいてのお尋ねでございますけれども、月60時間を超える時間外勤務を代休時間として1日指定いたしますと、32時間分の超過時間外勤務が必要と、これに該当するということになります。具体的に申し上げますと、平日の時間外勤務手当は100分の125で、今回の改正によりまして、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の手当が100分の150になるわけでございますので、引き上げ分は100分の25ということになります。したがって、この引き上げ分のみが時間外勤務代休時間の対象ということになりますから、1時間で15分相当、4時間で1時間相当ということになりますので、32時間で1日分に相当するということになります。いずれにいたしましても、今回の改正の対象者はまれなケースで、改正に伴う財政的な影響はごく少ないというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 後の質疑のほうであります、これは代休は1日単位ですか、それとも半日単位、それとも時間単位でとれるものかどうか、そこもちょっと最後確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 通常代休の場合は1日単位ということになるわけですが、この制度に限っては、この100分の25を上回った分、この分については時間単位でもとれるということでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。

現在の残業とか代休の取得状況等については、前の2議員の質疑である程度理解をいたしました。それで、今も少し説明があったと思うのですが、いまいち私理解できなかったものですので、この時間外勤務代休時間に指定できる制度とは具体的にどういうことなのか、再度ご説明を願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、60時間を超えた部分、片方では労働対価を単価を高くするという措置をとっていると。一方では、この代休という、その超えた部分については代休をとって休みなさいよというふうなことで、余り働き過ぎないようにという逆の勧告といたしますか、指導をしているというふうなことで、過重労働にならないように労働してくださいという趣旨でございます。

その代休のとり方というのは、通常の場合は1日単位ということになるわけでございますけれども、この趣旨を引き継いで1時間分で15分というふうなことで、時間単位でとれるという制度にもなっているということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 先ほどの説明にもあった32時間で1日に相当するという部分がちょっとうまく理解できないのです。そこら辺の説明をちょっと求めたかったわけです。

また、今回の改正で60時間以上の残業については100分の150ということで、通常の間給の1.5倍ということで、そうするのであれば、その60時間を超えた分の代休をとるのであれば、通常の間給の1.5倍だから、例えば1日8時間労働だとす

ると、例えば68時間働いた場合8時間分を代休に振りかえるとすれば、1.5倍の12時間分の代休に振りかえられるのかなというふうにもちょっと感じたものですから、そこら辺の説明をいただきたいなと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今回代休制度として規定された部分、これは先ほど申し上げましたように、引き上げ部分、100分の25部分ということになります。そういうことで、当然4分の1ということですので、1時間働きますと、そのうちの4分の1、15分は休んでもいいですよと、代休とってもいいですよという制度なのです。だから、1.5倍ではなくて、4分の1の部分該当しますということになるものですから、8時間休もうと思えば4倍、32時間のいわゆる60時間を超えた部分での労働が必要になるというふうなことで、そういう意味では余り実質的な効果というふうなのは薄いのかなというふうなところはあるわけでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 大変細かい部分聞いて申しわけないのですが、そうしますと、60時間以上を超えた部分については4分の1代休がとれますよというふうな解釈でいいのかなと。そうすると、代休もとれるし、なおかつその分の超過分の時間は100分の150でもらえるというふうな解釈なのでしょうか。代休とった場合は、60時間以上超えた部分は100分の125なのでしょうか。そこら辺、済みません、細かいですけども、もう一回だけ説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） この代休というのは、とれますということですので、個人の選択でどちらでもできるということでございます。時間外でも

らう場合は、もう100分の150ということでもらえるということです。

以上です。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番目時睦男議員。

○3番（目時睦男） 1点だけ、今中村議員の質疑に関連してお聞きしたいと思います。というのは、代休のとらえ方の部分なのですが、先ほどの総務部長の説明と私の認識は違うのです。というのは、この条例の法的な部分の取り扱いも含めて、私の理解としては、代休については週40時間という、この労働基準法の定義の中で、例えば行事等々で休日に出勤せざるを得ない、こういう場合に平常日に休日を与える。というのは、先ほどの総務部長の答弁は、60時間を超えるような場合に代休制度というようなことではないだろうと私は思うのですが、再度その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 勤務を要しない日、休日、このときに働いた場合は、以前からこれは代休制度というのはあるのです、現在も。今の場合は、平日勤務で60時間を超えていった場合、その60時間を超えた部分についても代休制度を設けようというのが趣旨であるというふうなことでございまして、土日、祝日、これについては当然1日単位で休みはとれるということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回の条例改正による効果は、具体的にはどういうふうなものがあるのでしょうか。また、改正のねらいというのをご説明願いたいと思います。

また、貴重な浄財をいただいて運用している基金であります。この浄財を寄附してくださる方に今回の改正は影響が出るのでしょうか。また、今回の改正について、その寄附をいただいている方々に対しての説明はどのようにされるのでしょうか。

か、2点お願いいたします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、改正による効果についてというふうなお尋ねにお答えしたいと思います。現行の基金条例は、定額基金を運用する基金であります。多くの市民が奨学金制度を理解されまして、毎年多額の金員を寄附する状況となっております。このような状況を考えますと、定額の基金の運用を目的とするよりも基金を積み立てるといった目的のほうが現在の基金の状況に合致しているものと考えられます。このことから、基金条例を定額の基金の運用から積み立てを目的とした基金に変更したいというふうなことでございます。積み立てを目的とした基金とすることによりまして、条例自体からは基金総額が削除になります。それから、別表も一応削除になるというふうな考え方でございます。このことによりまして、寄附金のあった都度条例改正により基金総額を変更する必要がなくなるというふうなことがあります。それから、予算措置のみで対応が可能というふうなことになります。また、奨学金の貸し付け、奨学金の返還金、これはすべて予算措置を要することとなります。したがって、予算措置の面では多少煩雑さの面は生ずるものの、予算上、決算上で奨学金の運用状況が確認できるということで、議会のほうにも予算という形で提案させていただければ、その出し入れについては一目瞭然でわかっていただけるというふうな効果がございます。

先ほど2点目の寄附をいただいている、その寄附された方への影響というふうなお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたとおり、総額を削除します。別表が削除になりますと、当然ながらこれまで数多くの資金を提供していた方の名前が条例から削除になるというふうな形で、その部分については我々も非常に心を痛めているわけで

ございます。その代替策として、資金をいただいたものについては、せんだっての市政だよりを見ていただければわかると思いますけれども、たしか2月25日号だったと思いますけれども、奨学金の募集をしております。その中に一応1月まで、平成21年のせんだっての1月まで寄附をしていた方の名前をすべて掲載させていただきました。さらに、市のホームページ等もこれまで条例の別表に記載していたものをすべてホームページのほうに掲載をさせていただいて、周知を図りながら皆様のご理解をいただきたいというふうな考えております。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 議案第7号は、国民健康保険税を簡単に言ったら値上げするというふうな議案であります。質疑は2点。

1点目は、この税を値上げしないで、不足分を一般会計から繰り入れして対応できないものかということと、払わない人の滞納整理や未収金の回

収を確実に行えば税は上げなくてもよかったですのではないか、2点質疑いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、国保会計の性質にかんがみまして、一般会計から繰り出しによりというふうなお尋ねがございました。この部分は、やはり財政支援的な繰り入れはしないようにと総務省の指示がございます。それに従っているところでもあります。やはり赤字補てん等の財政的、援助的な繰り出しはできないという、そういうふうな判断に基づいているものであります。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 滞納整理や未収金回収を確実に行えば税を上げなくてよいのかというふうなお尋ねについてお答えいたします。

滞納繰越分の収納率につきましては、平成19年度は約15%、平成20年度では県平均が13.9%に対して当市は16.6%となっております。インターネット公売などさまざまな収納対策及び滞納整理の成果が出ているものと考えております。今後とも徴収体制の充実強化、口座振替の促進、広報活動の強化並びに新たな徴収方法の調査研究等、収納率の向上のためには方策を尽くしてまいります。今回の税率改正におきましての滞納繰越分につきましては前年度と同程度の収納率による税収を既に見込んで税率を設定しておりました。さらにこれ以上の、しかも税率を上げなくても済むくらいの滞納繰越分の税収確保については、現時点ではなかなか難しいものと認識してございます。

失礼しました。平成20年度末におきます未収額は、一般の被保険者分で7億5,000万円ほどございます。今回ご提案申し上げました国保税の赤字分については、平成20年度末で約3億9,800万円の赤字になるとなりますので、当然その数字だけ

申し上げますと、全額収納できれば税率を上げなくてもいいと思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） このたびの値上げは、非常にタイミングが悪くて、議案第24号でも話ししようと思っておりましたが、まずは今国会で衆議院は通りましたけれども、国保税の限度割合の引き上げがもうほぼ決まりになります。また幾らか上がるということです。それにプラスして、非自発的の失業者への軽減制度ということで、派遣切りとかに遭った人たちが国保に入った場合の軽減制度が導入されます。ということは、行政側の持ち出しも多分ふえるということです。または、国保に加入している人たちの分担割合がふえるということになります。

さらに、きのう、おとといの新聞にも出ていましたが、後期高齢者医療制度が廃止になります、新年度。老人保健もなくなります。となると、平成23年度からは65歳以上の方は全員国民健康保険に加入というふうな方針も立てているようですので、そうなった場合、またさらに平成23年度、議会でいったら平成22年度のどこかのタイミングに値上げの提案がされるのではないのかというふうに考えておりますが、もうそういう条件が既に目の前にそろって予想されるのにもかかわらず、ことしも値上げをするということは、果たしていいのかと。その値上げをカバーするために行政として何かの手だてがないのかということを考えなかったのか、まずはお答え願いたいと思えます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 齊藤議員の前段部分の今後の見込みという部分でございますけれども、後期高齢者医療制度そのものは、まだ継続されます。私も見ましたけれども、土曜日の朝刊にありましたけれども、厚生労働省の方針といいますか、ま

だ決まっておりますけれども、そういうふうなものが出ておまして、この制度そのものは、まず平成24年度まで継続して、平成25年度から新たな高齢者医療制度を実施していくと。平成22年度にあっては、その取りまとめし、公聴会等を開きながら調査して、平成23年の法案に向けた形で進むというふうなことで私は解釈してございます。

今回税を上げなくて済まないものかということでございますけれども、国保税については合併以来赤字でございまして、その分について財政調整基金を取り崩しながら進んできました。しかしながら、平成19年度には貯蓄と申しますか、財政調整基金もなくなりまして、なおかつ累積赤字が出てきたというものでございます。そのようなところで、平成20年度は改正いたしましたけれども、それをもってしても、平成20年度は後期高齢者医療制度、これも先ほど言いましたけれども、その部分について大きな改正がありましたし、介護納付金というものに不足がありましたので、その分で改正させていただきたいということがございます。

ちょっと経過が長くなりますけれども、今般平成22年でございますけれども、実を言いますと、平成20年度の改正の部分にありました医療費を給付する部分について、税率アップによって補足できるのかというふうなところの目安がありましたけれども、平成18年度までの医療費の増嵩は少なく上昇してございましたけれども、平成19年、平成20年度については11%、18%というふうにかなり激変的な医療費の高騰があったというふうなことがございまして、今般平成21年度も同じような高い傾向の医療費の増嵩があると。増して平成22年度、今診療報酬改正がございまして、これが0.19%となります。その中でも言われているのが入院医療費については厚くなるというふうなこともございますので、まだまだ医療費の増嵩が続く

かなというのがございます。国民健康保険は、医療を給付するというふうなことでございまして、この部分については国・県が50%、国保税を負担していただく一般の被保険者が50%になりますので、どうしても医療を給付するに当たっては、この改正に臨まなければいけなかったというところでございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 国も県も地方自治体も、高齢者というよりも、国保を将来どうしたらいいかということで相当悩んで、いろんな方策を考えていると思います。ただ、今むつ市に住んでいる国保に加入している方々は、もう来月の生活をどうしたらいいのかとか、この税によってふだんのゆとりのない生活が強いられているとかというふうな、そんなにいい条件でない方々が多分多いと思います。では、行政としてどんなことができるのかということも総合的に考えながら、市長は総務省から、一般会計から補助しないようにという指示が出ているという話をしていましたが、全国の例を見ると、もしかすれば国からの指示に対して言うことを聞かないで、ここはこの考え方でやるのだというふうなことをしている自治体も多分あると思います。ぜひ市長には、税率の上げ幅が金額で大きいとか小さいとかというのは別にして、もうちょっとこの内容について検討していただければいいなと思います。民生部長、全国各自治体で一般会計から国保に繰り入れして運用している自治体があるのかなのか、最後お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 最後のところのお尋ねで、一般会計から繰り出ししている市町村はあるのかとのことでございます。全国的なところについては、今手元に資料はあるのですけれども、ちょっと数字が出てきません。青森県にあっては40市町

村がございますけれども、3町が繰り出ししているというふうなことで情報を得ております。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分の国保税の税率改正、非常に私も心苦しいところがございます。ただ、平成21年度末に見込まれる累積赤字が5億円を超えて5.5億円になんなんとするというふうなところがございまして、しかしながら負担の増加を少しでも緩和しなければいけないだろうと。また、今後後期高齢者医療制度が平成24年度で終了して平成25年度から、さまざまこの部分で国の保険制度の部分、非常にまだ見えないところがございます。見えないところをしっかりと我々情報を把握しながら、ただし国保の累積赤字5.5億円になんなんとするものは解消する必要があるというふうなことで、5カ年で解消すると、負担をできるだけ軽減したいという思いがございます。その意味で、5カ年で解消したいという計画を立てたところであります。また一般会計から繰り出すべきだというふうなご趣旨だと思います。それは、赤字補てんというふうなことはできません。それは、総務省の通知で出ているわけでございますので。しかしながら、ならばむつ市の一般会計は、そういう余裕があるのかどうかというふうなことは、まだまだございません。しかしながら、将来的にはそういうふうなことも視野に入れることができるのではないのかなと、こんな思いはいたしております。赤字補てんは、あくまでもできません。運営費等につきましては、一般会計、平成23年度の段階で赤字解消をしたい。しかしながら、一方ではまた下北医療センターへの不良債務の解消、それからよくここで指摘をされております33億円のむつ総合病院に対する債務負担行為、そういうふうなものがもろもろあるわけでございます。そういうものをしっかりと立て直していくと、

これがまず第一義であると、こういうふうに思います。その中でもこの特別会計の中で5.5億円になんなんとする赤字があるのだと、現実がそういうふうなことでございますので、その部分でバランスをしっかりとっていかなければいけないだろうと。そこでは、受益者負担と、こういうふうなものもあります。さらに、医療費が今部長から答弁を申し上げましたように、平成19年度から非常にふえているというふうな部分、そういうところをしっかりとらえながら対応していかなければいけない。私自身は、この改正というものは非常に心苦しく思いながらも提案をさせていただいているというふうなことでございますし、また審議会からいただいた附帯意見というふうなものを十分と我々徹しながら、この国保運営をしていかなければいけないだろう、こういうふうな思いでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、3番目時睦男議員。

○3番（目時睦男） ただいまの斉藤議員の質疑と重複しないように質疑を2点ほどさせていただきたいと思います。

1つは、今回の改正の主な内容としては、所得割が100分の1.12ポイント、それに均等割で3,600円、世帯別の平等割で8,000円の値上げが主な内容となっているわけであります。そこで、お聞きをしたいのは、先ほども斉藤議員おっしゃっていましたが、一番大変な状況に差しかかるのかなという思いをしているのは、高齢者世帯であります。そういう状況から、お知らせ願いたいのは、2人世帯の国民年金の受給者の場合を想定しますと、年間総所得が33万円の世帯の場合に、値上げ額が幾らになるのか、お知らせを願いたいと思います。

2点目は、この国民健康保険会計の療養費と税金の今後の見通しというのは、高齢化が今以上に進んでいくというような状況が今日現在の状況からしますと推測をされるわけでありまして、そうなりますと、療養費が今以上に多くなるということがこれまた予測される。そして、それを見た場合に歳入の部分では値上げということもまた今後の中では想定されるわけでありまして、そういうようなことから、市のほうとして今後の療養費と税金の今後の見通しについてどのようにとらえているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 今回の改正で具体的な例として所得33万円以下で高齢者の2人世帯の場合値上げが幾らになるかという部分でございます。まず、高齢者とは言わないのですけれども、市の全世帯の約3割は7割軽減世帯というような状況でございます。お尋ねにありました2人世帯の税額でございますけれども、高齢者でございますので、2人とも介護保険の第2号被保険者になりますので、現在3万1,100円が3万5,700円となります。年額で4,600円の引き上げとなります。

次に、療養費の見通し及び税の見通しでございます。先ほどの齋藤議員にも答弁申し上げましたけれども、療養費についてはまだ上がっていきたくらうと。今回提案しました税条例の中での我々のシミュレーションからしますと、高どまりでございますけれども、若干0.19%の診療報酬改正を見込んで3.09%ぐらいの年々の上昇というようなことで見込んでおります。また、税についても、その中である程度年数といえますか、なかなか見込めませんが、3年をシミュレーション的な形で今回の改正のところを上げたというふうなことでございます。3年間は維持をしたいなという思いでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 傾向については、私先ほど言ったような傾向は、今の民生部長の説明の中でも、要するに療養費が多くなる、そして個人負担についても多くなるということについては、とらえ方としては違いがないという理解をしています。そこで、先ほどの市長答弁でもあったわけでありまして、私は市長の考え方をお聞きをしたいわけでありまして、そういう状況で見通した場合に大変、私は特に高齢者等を含めて病院にかかれない、こういう人たちが1つにはまず多くなっていくのかという心配をする点が1つであります。

もう一つには、資格証明書の、要するに国民健康保険税を払えない世帯や人が今まで以上に多くなっていく。要するに先ほど滞納者が15%から16%、この状況も、これは今後今の推移でいきますと、値上げ、値上げでいきますと、滞納者がまたこれ多くなっていく。こういう悪循環というか、市民生活からしますと、大変な状況が予想されるのかなという思いをしています。

そこで、近隣の自治体であります、佐井村が昨年より父子家庭に自治体として、子供1人に対して月1万円の父子家庭支援金という形で条例を制定して実施をしています。加えて、報道によりますと、佐井村がこれまで小学校までの部分を中学校まで引き上げて医療費の無償化を図る。同じようにこの医療費の無償化については、東通村も中学生まで医療費の無償化を図るという報道がされております。先ほど一般会計の中では大変厳しいという状況については、市長から説明がありました。我々もその中では、健全化に今向かっている状況の中では、財政の状況ということについては承知をしているつもりであります。私はこういうソフト面について、社会保障というか、そういう面について、やはり手だてをする、そういうむつ市をぜひともつくっていただきたいなと。市長の7つの柱の中に「まちづくりの主役は市民」

と、このように掲げているわけでありませう。そのようなことから、一般会計からの基金の積み立ても含めて大変厳しい、ある面ではハード面については次にということも含めて、この医療費問題を含めた、そういうソフト面に対する手だてという部分についての考え方についてももう一度お聞きをしたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員は、一般会計の状況もるご承知だと思ひます。そしてまた、さまざまな下北医療センターのほうへの不良債務、むつ地区、むつ市の診療所ひっくるめた不良債務が50億円になんなんとする、そういうふうな部分の解消もしていかなければいけない。さらに、先ほどお話ししましたように、むつ総合病院に対する不良債務、債務負担行為、こういうふうなものもあります。そういうふうなことも着実に返すことによつて、将来的には今日時議員がお話しのような国保会計への資金的な部分も可能性は出てくるのであろうと。しかしながら、これを一方このままほうっておいては、国保会計が成り立たないというふうな状況でござひます。その部分でご理解をいただけるものではないかなと。

佐井村、そしてまた東通村の例もるる出されましたけれども、それはその部分における財政的なゆとりがあるものだと私は理解をしております。そういうことでの政策的な家庭支援のあり方ということで私は理解をしておりますし、また他の地方公共団体については、私はこの場で申し上げる立場ではござひませんので、ご理解をいただきたいと。

私は、とにかく財政を健全化することによつて、さまざまな部分で、ハードの部分は今かなり皆様方には我慢をさせていただいている部分がある。その中で何とか今再建への道筋が見えてきているというふうなことでご理解をいただけるものだと、

このように思ひます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 財政状況については、厳しい状況ということについては、今市長も強調されているように、私どもも決して財政はゆとりのある状況にあるということの理解はしていません。ただ、佐井村についても東通村についても、先ほど例を挙げましたが、ゆとりのある財政状況ではないということは佐井村の太田村長もコメントしております。そこは、少子化、高齢化、こういう中で当然自治体として、行政としてとるべき道だと。佐井村の父子支援金の部分については、内部的には月3万円という議論もあったけれども、しかし厳しい財政状況の中では、1万円ということで落ちつかざるを得なかったと。こういう状況からしても、大変厳しい状況の中でもそういう家庭に対する、そういう子供たちに対しての支援というふうなことをとっているわけで、ぜひともこの点については今後の中で検討していただきたいということを要望して終わりたいと思ひます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、この引き上げ率、これは低所得者に配慮されているものかどうかを確認させていただきたいと思ひます。所得割、均等割、世帯割、それぞれ引き上げをされているのですが、その根拠も含めて。できれば低所得者に大変厳しい均等割とか世帯割、これはやはり抑えるべきではなかったのかなというふうにおもうので、ここのところをお知らせ願ひたいと思ひます。

もう一点ですが、さきの議員もいろいろ述べておりましたが、一般財源の投入、やはりこれを検討したのかどうかというのを再度私からもお聞きしたいと思ひます。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一般会計からの投入、これは赤字補てんはできませんと総務省から通達が来ております。私も、これは本当は上げたくないのです。しかしながら、5億5,000万円になんなんとする赤字解消、これをいかにするかというふうなこと、その部分にやはり重きを置いて、3年もしくは2年、3年というふうな値上げの期間をできるだけ緩和をしたいというふうな形の中で審議会のほうに諮らせていただき、ご答申をいただいたというふうなことでございます。本来一般会計がまだまだ豊かである、そして診療所に対する不良債務等がなければ、さまざまな手法の中で考えることができるのではないかと、そういうふうな思いでございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣議員の1点目の引き上げは低所得者に対して配慮されているのか、その所得割、均等割、世帯割のそれぞれの引き上げを決めた根拠、理由についてでございますけれども、国保税の課税に当たりましては、平成21年度までは賦課総額に対する均等割及び平等割のいわゆる応益割合の額が45%から55%の範囲内にありまないと、現在行われている7割、5割、2割の軽減ができません。それを逸脱しますと、6割軽減、4割軽減しかできないというふうな規定がございます。この規定が平成22年度の法律の改正予定でございますけれども、保険者の判断で税率を設定しても、45%から55%までですけれども、7割、5割、2割軽減ができるようになる予定となっております。

そこで、このたびの税率改正に当たりましての所得割、均等割、平等割について、我々もさまざまな比率で試算して検討いたしました。この結果でございますけれども、先ほど目時議員にも答弁

しましたけれども、7割軽減世帯が約30%、5割軽減世帯が6%、2割軽減世帯が13%、合計で47%程度の世帯が軽減を受けていると。約半数の世帯が軽減を受けているという状況でございます。こういうふうな割合の多い中で、均等割、平等割を抑えるといいますと、必然的に所得割の税率の部分が大幅に上がってしまうとしますと、所得割が課税される、要は軽減のない世帯の階層、この部分、中間所得者階層の部分に過大な負担がかかることがわかりました。そのようなことから、税の公平性、受益者負担の観点から、低所得者世帯の方にも応分の負担をお願いするというところで、また税制のこれまでの継続性も考慮し、この方針を踏襲して、賦課総額に占める割合を今までどおり所得割50%、均等割25%、平等割25%として税率を設定いたしました。

なお、軽減世帯の所得者対策といたしましては、税の減免の適用とか一部負担金の減免または徴収猶予の活用とか、または福祉部門との連携を図っていききたいなというふうに細やかな対応を図ってまいりたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） まず、一般財源の投入に関してですが、やはり今回値上げするに当たってはいろんな考え方が可能だったかとは思いますが、それで、検討したかどうかも含めてちょっとお答え願いたいのですが、例えば累積赤字は当面置いておいて、単年度の収支だけ黒にするという意味での引き上げも可能だったとは思っています。そうすると、かなり引き上げ率は、今13.8%ですから、それを6%とか5%、そのぐらい押し下げるとは可能だったのではないのかなと。こういう点は検討しなかったのかというのもちょっとお聞かせ願いたい。

それと一般財源の投入も完全に100%赤字分投

入するという発想で多分市長は一生懸命答えているのかなというふうに聞こえてきますので、やはり値上げを今回13.8%、これを例えば3%だけ市でちょっと抑えたいと、10%以内に値上げを抑えたいと、そういうふうな検討もしてこなかったのかどうか、ここのところを教えてもらいたと思います。

実際岩手県の盛岡市ですけれども、盛岡市の市長は、例えば値上げが10%であれば一般財源を投入して5%ぐらいに抑えるとか、そういうふうな申し出に対しては答弁したりしているのです。市長は総務省の通達で一般財源から投入はできないという、そういう理由も出しておりますけれども、通達というのは、この国保税に限らずいっぱい来ていると思うのです。その中で実際むつ市は通達全部守っていますか。それは、あり得ない話。守っていない通達もいっぱいあるでしょう。なぜこの国保税の通達は100%守るのでしょうか。それはやはりいっぱい市民から突き上げが来るから、そういう国からの通達だという理由をつけているのかなというふうに思うのです。

例えば温暖化対策であれば、いろんな通達来ている、努力義務ですけれども、そういうのはほとんど守っていない。一応今むつ市は市内だけの二酸化炭素を減らすという、そういう通達は守っているようだけれども、それ以外の通達もいっぱいあるのです。だから、そういう意味で総務省の通達というのは必ずしも守らなくてはいけないということではなくて、実際盛岡市は一般財源を投入して対処するというふうな姿勢になっております。このことも含めてちょっとお答え願いたいなと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ここで私は横垣議員にお尋ねをする立場ではございません。盛岡市の国保会計のその財政の状況等、これは承知しておりませ

ん。しかしながら、そういうふうな事案があったということだけはお聞きはしておきます。

総務省の通知通達、この部分を守っている、守らなければ、それは市民から突き上げが来ているから守るのしょうというふうな趣旨のご発言でございましたけれども、決してそうではありません。先ほど来お話をしているように、この値上げを私は本当に忍びない思いで提案をさせていただいていると。5年の中で、これを解消していくと、3年で解消していかなければいけない、そういうふうな部分もあります。しかしながら、それを年度を5年間ということ激変緩和をできるだけしたいと、そしてまた一方では5億5,000万になんなんとする赤字はそのままにしておきなさいというふうなご提案の部分もございますけれども、赤字はその後どういうふうになるのでしょうか。お尋ねはできませんので、私の所感を述べさせていただきます、こう思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 累積赤字5億5,000万円ぐらい見込まれていますけれども、その部分をとめおいて、まず単年度の収支を改善といいますか、収支の均衡を図るといような考え方を検討したかという部分でございますけれども、検討はしました。

まず最初に、先ほど来話ししていますけれども、まずこの後期高齢者医療が平成25年度から新たに高齢者医療制度という形で始まります。ある程度そこについてはポイントかなと、スケジュール的なポイントが1つあったかなと思いますので、まず3年間を先ほど言いましたとおり、財政シミュレーションを組んだと。しかしながら、この財政シミュレーションの中で、この5億5,000万円を解消するためには、加入者の負担が大きいという部分から、ここの部分については5年ということ激変緩和を図るといことで検討したといこ

とです。先ほど言いましたけれども、では単年度の収支だけでおさめられないかということですが、やはりその部分については我々保険者として、その赤字を据え置いて、ではどのような方策を今後持って解消を図るか、その累積部分ですが、については妙案がないということですので、やはり今までの5カ年で出てきたこの赤字部分については、この国保税の部分でお願いせざるを得ないだろうというようなことですので。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） やはりいろいろ検討はされているのはお聞きいたしました。やはり最終的にこういう形で出たというのは、本当に残念であります。私はやはり単年度の収支だけ当面願いますというふうな形をとって、残った部分は、それこそ市長がこの本体の財政がよくなった暁にてこ入れすると、そういうやり方も十分可能だったのではないかと思いますので、そここのところのお考えもお聞きしたいなというふうに思います。

実際、平成19年度に宮下市政が誕生いたしました。本当に毎年値上げの連続なのです。これを市長、どのように思っていますか。本当に市民に負担ばかりかけてきた。その背景には、一般会計を黒字にしたいと、そういう思いはあるのだけれども、本体のむつ市の財政が健全化になった暁にはむつ市民が疲弊していたと、こういう状況を宮下市長はつくるのでしょうか。そここのところの考え方を。一般財源は豊かになったけれども、市民は疲弊していく。こういうふうな状況をつくらない努力をもっとしてほしい、そういう観点でちょっとご答弁お願いしたいなと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 値上げの連続というふうなご発言でございますけれども、事実そういうふうな部分もあったと思います。しかしながら、市民

の生活の部分、またさまざまな部分で私はこの3年近く、一生懸命に努力をしてきていると、こういうふうに思います。

疲弊感、そういうふうなものは、それは一部にはあるかもしれませんが、また一部ではむつ市元気になってきているというふうな評価もいただいているところでもありますので、疲弊感がすべてに漂っているというふうな思いを込めたご発言は私はいかがかなと、こういうふうに思います。

私は、先ほど来お話をしておりますように、本当にこの赤字補てんをしっかりしていかなければ、赤字はそのままにしておけというふうなご趣旨のご発言でございますけれども、そういうふうなことを私はしたくないと、赤字をしっかりと明らかにし、情報公開をして、そしてさまざまな手法の中で、できるだけ激変緩和をしなければいけないだろうと、そういうふうな思いでこの税率改正になったと。また、これまで基金もございました。その基金を取り崩していった理由というふうなこと、こういうふうなことも横垣議員は十分ご理解をしているものではないのかと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 4人目ですので、余り重複しないような聞き方をしたいとは思っています。

まず1点目といたしまして、先ほども少し答弁の中で話されておりましたが、国民健康保険運営協議会の審議、議論内容についてどのような答申を受けたのでしょうか。また、先ほど附帯意見を承っておるということでありましたので、そのあたりの説明をしていただきたいと思います。

2点目といたしまして、国保税の算出根拠、財源の負担割合とでも言うのでしょうか。先ほどの

答弁の中では国・県が50%、被保険者が50%というふうな話をされておりました。この割合は、過去も現在も一緒なのでありましようか。そのあたりのことを聞きたいと思えます。

また、先ほど部長の答弁にありましたが、未収分を解消できていれば、数字のうえでは赤字にはならないと。この話を聞きまして、きちんと国保税を支払っている皆さんは、今回の値上げについては本当にどう思うのでしょうか。これ以上の負担増というのは被保険者の方々にとって正直言って無理なのではないかというふうな感じを私は受けておりますし、そのことがますます収納率の減につながっていくおそれが非常にあります。そのあたりについてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国民健康保険運営協議会の議論内容についてでございますけれども、まず1月21日に1回目を開催してございます。このときに市長から諮問をしてございます。その当日にご審議をして、また1月28日に第2回目の審議をしていただきました。その中の議論ですけれども、長引く不況下での所得の伸びも期待できない状況での引き上げに一部反対意見もございました。ただし、医療費の動向、上昇といたしますか、ふえるという部分を考えますと、保険給付を安定的かつ継続的に行うためには改正案を妥当とする結論に至っています。それをもって、2月9日に答申をいただきました。この答申には附帯意見がついてございました。収納率の向上を図ること、事業計画の策定と、その実績を検証すること、医療費の適正化を図ること、資格適用の適正化、また被保険者に対する広報についてというふうなものでございます。これらについて、今後事業運営に生かしてまいりたいなと思っていました。

2点目の財源の分でございますけれども、国・

県が50%負担する、これは変わりございません。また、残り50%国保税で賄う、これについても法律がありますので、この分で決まっております。この残る国保税の50%の中の賦課割合ですけれども、所得割50%、均等割25%、平等割25%、この部分についても変わってはございません。

収納率対策でございますけれども、やはり税が改正になりますと、収納率が落ちるのではないかというような懸念がございます。これについては先ほどの審議会での意見であります収納率の向上という部分でございますけれども、収納率の目標設定を行ってございます。平成20年度同様、87%というふうな目標設定をして、これに向けて今努力していくというようなことしか現在は言えないということでございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 財源の負担割合は国・県が50、被保険者のほうで50という割合は変わっていないということでございますが、国・県の50%の部分、これは間違いなく入ってきているのでしょうか。足りないのはあくまで被保険者が負担する部分だけの赤字なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

同じことを何回も聞いていますので、これ端的に答えてもらってもいいのですけれども、今回の国保の赤字を解消するためには、本当に税の値上げしかないのかをもう一回最後に聞きたいと思えます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国・県の負担の部分でございます。まず国でございますけれども、療養給付費、つまり医療費に係る分については100分の34%負担するとなっております。また、財政調整交付金において9%と、合わせまして43%となります。また、県の負担でございますけれども、これも同じく財政調整の部分でございますけれども

も、県の財政調整交付金で、ここの分については7%、合わせて50%となります。具体的な数字では、なかなか今申し上げられませんが、そういう形で常に50%は維持されているというふうに考えてございます。

また、最終的に税率の改正がどうしても必要なのかという部分でございます。今までも説明してございますけれども、やはり医療費の増嵩がどうしても出ているという部分でございまして、この部分については被保険者の方に非常に負担があると思っておりますけれども、お願いしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 聞き方がちょっとあれだったのか。国・県が50%で43%、7%、割合はわかりました。今回の国保会計が抱えている赤字分は、被保険者が賄う50%分が足りないだけなのか。国・県からの入ってくる分は、本当に全額丸々入ってきているのか、そういうふうな聞き方をしたつもりだったのですが、そのあたりのことをお答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 国保年金課長。

○民生部副理事国保年金課長（大橋 誠） お答えいたします。

国・県の50%は、その年ごとの医療費に対して確実に国から交付されております。したがって、累積赤字の平成21年度末の見込み5億3,400万円ぐらいになるかと思いますが、それは税の不足による累積赤字だと、このように解釈しております。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。25番富岡幸夫議員。

○25番（富岡幸夫） 議案第25号の特別会計予算で通告をしておりましたが、関連してござい

ますので、質疑をさせていただきたいと思っております。

市長は市民に、国保税を値上げしなければならない、非常に心苦しい、忍びがたいというような思いで提案をするというようなことであります。合併後基金が取り崩されて平成20年に値上げをしたと、2年足らずで再度お願いをしなければならない、こういう現状に至っております。これは、国の制度でありますから、地方自治体でその辺の先ほどの一般会計から繰り出せとか、いろんなことの制約とかさまざま思いがあってもできないというようなことがあるかもわかりません。ただ、全国の市町村がこの同じ問題で悩んでいることは確かであります。振り回されているのは地域の住民であります。それも低所得者であります。そういう観点から、市長はお願いをするという立場で、これまで全国市長会、または知事会、その辺からの情報を得て、本来この制度のあるべき姿、これはもう自民党から民主党にかわっても、まだ平成24年まで変えられないという仕組みがあり、医療費が高騰しているということもありますけれども、それらを踏まえて市民に説明するといいますか、きちんと胸のうちのことを告げることの意味もあると思うのです。ですから、全国市長会でそのようなことが話し合われていないのかどうか、何かの方策を考えているから少し待ってくれとか、そういうこともあれば、その辺のお話をさせていただきたい。

1つは、今お話を聞いてきましたけれども、困って滞納せざるを得ない、もう払えないのだということで保険証を取り上げられるという事態があります。資格証明書を発行しなければならない、この現状は今質疑の中で出てきていませんでしたけれども、現状はどの程度になっているのか、簡単に結構ですので、お知らせいただきたい。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この国保会計は、全国の市

町村、かなり苦悩しているというふうにも伺っておりますし、また国のほうでも高齢者医療改革会議、今これが設置されておまして、後期高齢者医療制度、これはマニフェストの中ではただちに廃止するというふうなことでございましたけれども、廃止を先送りしてさまざまな部分、そしてまた昨今の報道によりますと、国保の部分、この部分も先ほど齊藤孝昭議員お話しのように、報道がされているところでもあります。その部分については、国のしっかりした方針がまだ出されていない状況にあるというふうなのは事実であります。私といたしましても、県市長会、また全国市長会、それを通じまして、さまざまな場面で、全国市長会にあっては国への要望活動、これもしておりますし、また県市長会では東北市長会とか、さまざまな形の中で要望しております。国に対しては、国保財政基盤強化策の拡充というふうなこと、そしてまた医療保険制度の一元化ということを強力に市長会で発言しておりますし、要望活動をしているということをご理解をいただきたいと、このように思います。

また、資格証明書、このことについては担当からお話を申し上げますけれども、本当に税金、国保税を払えないというふうな方、機械的に資格証明書を出すのではなくて、やはりさまざまな個々のケース、それを十分お聞きした中でさまざまな手だてがあるだろうというふうなことに相務めているということでございます。その部分については、担当からお話をさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 資格証明書の交付状況について補足説明させていただきます。

3月1日現在では、300世帯となつてございます。国民健康保険法の規定によりまして、中学生以下の被保険者に対しては、交付いたしてはおりません。

また、平成22年7月からの予定でございますけれども、資格証明書を交付しない部分が中学生から18歳までに引き上げられる予定になっております。

資格証明書については、特別な理由がないのにもかかわらず国保税を滞納している被保険者にやむを得ず交付しているものでございまして、納付相談に応じ、納付計画を立てた方及び受診の必要がある場合は、短期保険証などを交付しまして、受診を抑制することがないように対応しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 資格証明書の件について、かなり300世帯もあるというようなことで、中学生まではきちんと医療が受けられるというような体制、または今国会では高校生までとか、さまざまな形で幅を広げるようにというような話もしております。現実には、その苦しいところに値上げを求めていくというような体制でありますので、払えるのに払わないというような悪質な方も一部いらっしゃるかもわかりません。いるかもわかりませんが、本当に払えないのだというようなことで、私もこの制度が始まって、現にそういう思いに自らなつたこともあります。非常に苦しいものであります。医療が受けられないという心配は、やはり何としても克服していかなければならない、こういうふうにあります。

そのいわば苦しい方が出向いてこちらに来てお願いをするというのもあれば、むしろ困っている人には、どうして払えないのかというようなことで出向くというようなこともしなければならぬ、こういうふうなこともあろうかと思っております。その辺のところは、どのような体制で、どのように改善をしていっているのか、お話があればお願いをしたいなと思っております。

また、市長にとりましては、国民健康保険運営協議会にかけて答申があったと、やむを得ないからお願いをしているのだというようなことで、案をつくって国民健康保険運営協議会を通ったと、そのことに基づいて議会にかけるというようなことで、議会が通れば負担を求めざるを得ないというようなことなのですが、私はやはり先ほどの制度のことからいくと、どうしても心苦しい部分があり過ぎる。国民健康保険運営協議会のあり方をどうのこうの言うつもりはありませんけれども、一部我々議員も参画しての国民健康保険運営協議会ですから、非常に立場の悪いという思いもあるかも知れません。今までの過去の例でいけば、審議をするというだけでよかったのでしょうかけれども、これからこういう形が続くということになれば、国民健康保険運営協議会そのものも考えざるを得ない、こういうふうに思っております。その辺のご所見を市長ありましたらお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国民健康保険運営協議会のほうには、先ほど来のお尋ねにお答えをいたしましたとおり、さまざまなケースを私たち検討を重ねて、そして諮問をさせていただきました。そして、また国民健康保険運営協議会のほうでもさまざまなご議論が、激しい議論があったようにお聞きいたしておりますし、その中で答申をいただいたわけですが、その答申の中に附帯意見としてしっかりと明記されているところがあります。その部分では、その附帯意見、しっかりと我々は取り組まなければいけないだろうと、こういうふうな思いで、答申を尊重させていただいて、その前につくった諮問をする案自体、非常に心苦しゅうございました。しかしながら、この赤字を何としても解消しなければいけません。そういうふうな思いで、当初3年程度というふうな部分で考えましたけれども、やはりこの部分では激変緩

和をしなければいけないだろうと、5年間にその赤字解消の部分で延長して、緩やかな部分で解消していきたいというふうな思いがあって、5年間の中で赤字解消計画をつくっていった。そして、それを諮問させていただいたというふうな経緯が実はございました。そういうふうなところで意を酌んでいただければなど、このように思います。

また、資格証明書の件につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 資格証明書の世帯に対してきめ細やかな対応をしていただきたいという部分でございますけれども、資格証明書を交付している世帯は、まずは滞納が1年を超えるという部分でございまして、支払い能力を有する世帯、または納付相談等に応じてもらえないというふうな部分で資格証明書を発行しているという部分でございまして。それ以前に当然短期保険証というものがございまして、その辺のことをしているのは、まじめに、適正に納付しているその世帯との均衡、またはこの国保財政でも触れまされども、国からの調整交付金、これが一定の収納率を満たしませんとペナルティーというものがあるということで、非常に財政的にもかなり厳しいものが出てくるというようなところから、やはりこの資格証明書をもって、ある程度そういう世帯については監視を行うという部分でございまして。しかしながら、医療受診を抑制するものではございません。まず保険証の切りかえとか、この資格証明書の部分においても必ず担当課のほうでお知らせとして医療がどうしても必要な場合はおいでくださいというところは、また連絡下さいというようなことは行ってございまして、現実的には昨年の11月に新型インフルエンザ、この部分において、資格証明書がある全世帯に、このときは282世帯でございましたけれども、ダイレクトメールで送

りまして、受診が必要な場合はお申し出くださいといったぐあいの文書を送ってございます。お知らせをしてございます。そのうち6世帯の方が応じて、この6世帯の方にはその場ですぐに短期保険証を交付しているというふうな状況でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 資格証明書の発行対象の方には、いろいろ意を尽くしていただきたいと思えます。

収納率が86%から一、二%のところまで非常に下がっているといえますか、解消できないでいるというようなことがあります。そこを基準にして税をどういうふうに扱っていかなければならないかという思いもあろうと。検討の中には、そういうところを基準にして検討しているのだろうと、パターンをつくっているのだろうと、こういうふうに思えます。私は、県レベルというか、ほかの町村の例ではもっと高いのだろうと思っていますけれども、基本的には税は100%回収して、できなくてもかなり高い金額で回収して、それに基づいて制度設計といえますか、試算をしていくというようなことがなければ、このスパイラルは変わっていかないのですよね。どこまでいっても改善できない。どんどん悪くなっていく、求めるだけということになります。これではだめなのです。ですから、運営協議会は運営協議会であるのでしようけれども、その手前でもっと抜本的に考えなければならないことはいっぱいあるのです。ぜひその辺のところを、今までの発想と違った観点をもって基準を変えていくというようなことをしていただきたいということが1つ。

もう一つは、一般会計から繰り出せないということでもありますけれども、ほかに人の命より大事なのかどうかというようなことに年間何億というような事業をやらなければならないこともありま

す。これから出てくるごみ処理とか、さまざまなことで一般会計から繰り出すというようなことがあっても、やはり困っている人たちの思いというのは切実なものがあって、そこに心苦しい意をもっと注入していくというような施策、対策をもっと考えなければだめだと。私は、そうでもなければ、今の問題点は解消されない、こういうふうに思っておりますけれども、意見があったらお聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員の思いは十分理解をしたつもりでございます。ただ、この収納率の問題、ちょっとお話をさせていただきますと、この収納率をどのくらいに見るのかというふうな部分でこの赤字解消計画をつくっているわけでございますけれども、その部分で収納率を上げるためには強制的な手段、手法もございまして。しかしながら、それを一律に強制的な手法の中でやっていくというふうなこと、これもなかなかとりにくい部分がある。ですから、そういうふうな意味で、先ほどの資格証明書の中で、さまざまな我々にとっては配慮もしているつもりであります。そのところのバランス、100%収納率、これを達成するというふうなことは非常に難しゅうございまして、さまざまな部分でその収納率向上のためには強制的な手法、これも当然所得がある方、この部分のさまざまな方、さまざまな所得の差があるわけでございますので、それを見ながら収納率の確保にこれは努めていかなければいけないだろうと、こういうふうに思っております。それは、懸命に事務的に淡々と進めなければいけないと思えますし、また温かさをもって進めなければいけない、そういうふうな方々もあるというふうなことを私は十分認識しております。

前段の部分においては、富岡幸夫議員のご意見としてしっかりと心にとどめさせていただきたい

と、このように思います。

○議長（村中徹也） これでは富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 同僚議員からいろいろ質疑がございました。重複がございましたらお許しを願いたいし、また今まで市長等のご答弁を聞いて、胸のうちもわかるのでございますが、何点かお聞きをしたい、そのように思います。

国保税は、市が徴収する税金の中で最も高額であるために、住民はその負担の重圧にあえいでいるのが実態だと私は思うところでございます。それで、今回のこの税率改正は、住民が負担に耐えられる金額と考えているのか、それをお聞きしたいし、国保税滞納者の所得階層の調査をしたことがあるのか。あるとしたならば、その内容をお知らせを願いたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 千賀議員から2点ほどのお尋ねなのですが、負担が重くないのかと。負担でございまして、先ほど来るる申し上げておりますけれども、このような状況であります、やはり負担はあるというふうなことで考えてございます。しかしながら、これは比較にはなりませんけれども、他市との比較をしますと、市の所得等の割合からしても、今までむつ市については一番低い税率で、税額でといたしますか、1人当たりの保険税でございまして、推移してございました。しかしながら、先ほど来るる申し上げているところ、医療費の高騰というふうな部分でありまして、今回それを上げざるを得ないというふうなことでございます。ですので、先ほど言いましたけれども、所得の部分、他市との比較でございまして、今まで低かったと、他市の所得はどうかというふうなこと等もございまして、その部分においては、ある程度負担をど

うしてもお願いしたいというふうなことでございます。

所得の階層については、33万円以下については、全世帯の40%程度という形になりますし、これが68万円以下ですと7%、または103万円以下ですと8%、それから155万円以下ですと12%というふうな形で推移しております。最終的には、階層が多いところは200万円以下の部分で約8割ほどを占めるというような状況でございまして。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） 国保税の所得階層のところなのですけれども、要約すると、低所得者が多いという自分なりに理解をしたのです。そこでこの税負担が重くなればなるほど滞納がふえることは、これは当たり前のことでございます。そこで、先ほど市長もおっしゃったのですけれども、この国保、納められるのに納めない方も多々あるかと思っております。これは、あるとすれば、非常に難しいところでございまして、差し押さえ処分とか、強制的な処分はできないものか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） このたび税率改正に伴いまして、国保の平成22年度の事業実施計画も定められてございます。そのうちの収納対策として、まず収納システムの活用や収納応援体制を強化すると。または夜間、休日の相談、税務と国保が連携すると。高額や悪質な滞納者に対する滞納処分については積極的実施ということがありますので、これについては法的な手段もしていくというふうなことでございます。また、口座振替を拡大するとありますし、今継続してございますインターネット公売、このようなものを活用して積極的に努めてまいるといようなことでございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） 私は、収納率の理由を聞いた

わけではなく、差し押さえとか強制的な処分ができるかできないか、そこを聞いたかったわけでございます。よろしいです。

それで、市長にお聞きしたいのですけれども、この国保会計は、住民の健康を守る重要な会計であることは、これは言うまでもありません。医療費がふえれば税の負担が多くなることはわかるわけでございます。しかし、皆さんもご存じでしょうが、世の中非常に景気の悪さ、働くところもなく、この税を納めたくても納められない、そういう方がいっぱいおるわけでございます。先ほどの市長の答弁でも私はわかるわけでございますが、それでもそういう中での税率を上げるということはどういうものかということを考える一人でございますので、市長の今後のお気持ちとを考えを、いま一度お聞かせ願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、この議案を御議決いただいて、そしてさまざまな場面で市民の皆様方にご理解を深めていただく、こういうふうな手法も必要でありましょうし、そして国民健康保険運営協議会のほうから附帯意見として出されました意見、主に収納率の向上、こういうふうなもの、また千賀議員のお尋ねの中にありましたけれども、お支払いできるのに、支払うことができる能力がありながら滞っている方々、こういうふうな方々にはやはりしっかりとした対応をとらなければいけない。また、一方では支払いたくとも支払えない家庭もあろうかと思えます。そういうふうな方々に対しては、それなりの手を差し伸べ、そしてさまざまな配慮をしていかなければいけないと、このように思うところであります。

先ほど来のこのやりとりの中で、県内各市との国保税のその部分、比較もちよっとありましたので、お話をさせていただきますならば、これは改正後、この議案が通った後の改正後になりますけ

れども、市の部分では改正後でも1世帯当たりの保険税がまず中位、4番、5番というふうなことになります、県内10市の中でありますけれども。モデル世帯、年金収入120万円以下70歳夫婦7割軽減というふうなことにモデルを設定しておりますけれども、改正後でも県内10市の中では中位になっていると、中ごろであると。そしてまた、一方先ほど来お話のありました町村の中では、家庭支援をしているところ、具体的な例が、私はあえて申し上げませんが、その町村の部分では、当市よりもモデル世帯では高くなっているというふうなことをお伝えをさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 1点だけお答えいたします。

収納に対する考え方ですけれども、税法に基づいて強制徴収はできるというようなことでございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 先ほど来から随分税の収納率向上対策ということが強調されております。国民健康保険運営協議会から出た附帯意見を尊重すると、こういうことで市長から答弁あったところがあります。この収納率が強調されているわけでありまして、5年前の合併時から比べてみますと、滞納世帯が130世帯から350世帯と、約3倍に近い世帯がふえております。これは、おわかりのことだと思います。払いたいのだけれども、意思はあるのだけれども、払うことができないという方が大部分だというふうには私は思っております。このように毎年毎年厳しい経済状況が続くわけですから、また続いてきたわけですから、こう

いう数字は出るべくして出ているのではないかなというふうに今自分では思っております。

こういう中で収納率向上、幾ら強調しても、一定部分しか税収は見出せないだろうと、結局悪循環、これに陥っていくというのは目に見えているのではないかというふうに私は思うのです。ですから、先ほど一般会計からということが同僚議員からも言われておりますけれども、やはりこれは今後も議会の予算でも4億円を超える資金が提案されております。そういう形で、大きい額でなくても、やはり計画的にこの間の推移を見れば、年度の推移を見れば、大体そういう区分けにはならないと思ってもいい事案だと私は思うわけです。そういう点での対策というのはやはりとられてしかなるべきだと、私はそう思うのですが、これについての市長の考え方をまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基金の積み立ての部分ですけれども、国保会計の基金の積み立てを意図なさったのか、それとも一般会計のほうの財政調整基金、こちらのほうの基金を意図されたのか、今のお話の中ではちょっと理解はできなかったわけですが、国保会計の中では、もう基金は使い果たしたわけです。その中で5.5億円になんなんとする累積赤字が出てしまっていると。これはやはりもっとも前からしっかりとした形の中で、この長期の中で、5年のスパンの中でさまざまな部分で税率を改正するとか、そしてまた一般会計から出すことは今できる状況ではありません。そういうふうなことを総合的に勘案しながら、財政調整基金の、それを食いつぶしてしまうというふうな手法ではなくて、さまざまな手法があったのに。ただ一方では医療費が平成18年度、平成19年度から非常に増嵩したというふうな外的な要因、こういうふうなものもあるということで、こ

の形に提案をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 今多くの市民の中から、今度の議会で、また国保税の値上げが提案されるという事態を踏まえて、では2年前に値上げしたのは一体何だったのかという声が出ているのです。それは、もう当たり前の話なのです。それで、私感想を言わせてもらえば、この国保会計に対する精査が弱い。他市の例、答弁を聞いても余り出てこない。たくさんあるのです、政令指定都市を含めて、一般会計から繰り入れしているのは。ですから、大きい金額、一度にどっとと言わなくても、計画的に、わずかずつでもいいから投入してほしいということを私は先ほど言ったわけです。そういう意味で、もう少しそういう点では計画的に投入する考えを持ってほしい。

それから、もう一つは、今国保加入世帯の現状というのは、これはもう当然つかんでおり、所得200万円以下の世帯は8割です。100万円以下の世帯、これは6割、こういう状況ですから、収納率向上対策、それは進めるのは当然でしょうけれども、そこだけに依存しても私はこれは大きな解決とはならないというふうに思います。そういう点で、今回の改定案は、ちょっとそういう点では問題が多過ぎるということを指摘させていただきます。

終わります。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） 今までいろいろ議論をさせていただきました。そして、この保険料の値上げと収納率の悪循環、まさにスパイラルだと思いますけれども、市長はこの平成21年度末の5.5億円、この赤字、これをどのように将来的に解消していくのか。

値上げでこれを賄っていくという、いけるという
お考えなのか。

そして、今民主党政権が権限も財源も地方に移
すと、いわゆる地域主権という考えを示しており
ますけれども、こうなった場合のこの財源、国保
財政に財源を投入してこれを解消していくという
考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 赤字解消の部分については、
5年間でこれは解消していくというふうな形で、
年度ごとの当然赤字の補てん分と、それは国保の
中での赤字の補てん分というふうなことで、これ
は計上しております。何とかその5年の中で解消
していく。そして、5年後にはさまざま国の制度
も変わってくるというふうな今の情報でございま
すので、それまでには何とかあわせて解消してい
かなければいけない。後期高齢者制度も劇的な変
化になる可能性もあります。そういうような報道
が今あふれております。そういうふうなところを
よくしっかり情報をつかんで対応していかなけれ
ばいけない、このように思っております。

現政権の地域主権のお話がございました。何か
報道によりますと、国と地方との協議の場、これ
を閣議決定して法律としてこれからできてくる
というふうなことでございますけれども、この部分
においては地域主権たるものが何なのか、果た
して我々が関与できるさまざまな部分、まだしっ
かりとその全貌が見えておりません。夢も希望も
ある部分も私はありますけれども、果たしてその
夢と希望のとおりになっていくのかというふうな
ことは、これは国会の中で議論をしていただき、
国として決定をしていくわけでありますので、私
ども全国市長会、市町村長会、すべての地方自治
体が国に求めているのは、国と地方自治体との
法律に基づいた協議の場、これが何か閣議決定
されたというふうな報道がありましたので、今後の行方

を見守っていきながら、その対応をしていかな
ければいけないだろうと、こういうふうに思っ
ております。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） 先ほど市長から国民健康保
険税関係の医療費が年々増加していると答弁があ
りましたけれども、その医療費の増加の理由は何
なのか。それから、その医療費減額の対策はして
いるのか。それで、今値上げしても、その原因か
らすぐに値上げが来るようなことはないのか、そ
の3点です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 医療費の増額は、医療機
関にかかる方々の非常に増嵩があったと。それが
平成19年度から急に上がっているというふうな
ことでございます。その部分については、やはり
患者さんがふえた、そういうふうな部分もある
でしょうし、また健康診断等々でさまざまな病
気等の部分が判明して、また病院に通うという
ふうな部分もあると思います。また、その医療
費を減らすためにどういうふうな手だてをして
いくのかというふうなことでありますけれども、
医療費を減らす手段というのは、日々健康であ
って、基本的な生活習慣を守り、そして健診を
受けるとか、さまざまな形の中で自らの健康
管理をしていただくことにはかならないのでは
ないかなと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 新谷泰造議員の医
療費の減額としてどのような対応をしているか
というふうなことでございますけれども、後でレ
セプトという診療報酬明細書が来ますので、そ
の辺の医療費の分析をレセプト点検専門員が
してございまして、その部分について整理して、
今後の実施体制

をつくるというようなことがあります。具体的には、この点検において、2,700万円以上の効果を上げています。その査定と申しますか、いろんなチェックをして、その部分でやっていくとなりますし、今般平成21年にあつては、ジェネリック医薬品の使用促進ということでございまして、国民健康保険証を送付する場合、このジェネリック医薬品を希望するというカード、これも入れてお願いして、薬の減額と申しますか、抑制を図ると、金銭的な話ですけれども、抑制を図るということを行っておりますし、交通事故等の第三者行為、こういうふうなことについても、ちゃんと資格確認をするというようなところを行って減額を進めているというところでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） この医療費の増額の原因が仮に高齢化とかそういう現象によるとすれば、これからどんどんふえていくという可能性があるわけで、その辺を考慮して、先ほどまだ答弁いただけなかったのですが、すぐ値上げ、また来年度、再来年度値上げという事態はないのかということをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 仮定の話にはお答えはなかなか難しゅうございます。やはり現在のこの状況を改善するために全力を尽くしていかなければいけないだろうと。赤字を解消しなければいけない。そのためには国保の収納率等を上げていかなければいけない。今部長の答弁のように、チェックも重ねていかなければいけない。そういうふうなことの総合的な判断の中で、この赤字解消に取り組んでいくと、現在はその程度にとどめさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） では、現段階でレセプトを分析した形で、原因はどこにあると判断しているの

でしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 平成19年度の分でございますけれども、疾病状況というふうなものが国保連から来てございまして、それを分析いたしますと、まずは医療費の部分でございまして、トータルの部分で1番目が循環器系、心臓とか高血圧の部分でございまして、2番目が消化器系、胃腸とか肝臓の部分と思っておりますけれども、3番目に新生物、がんとか白血病というようなものが、これが3つ大きな医療費を占めている部分でございまして。これもまた年度経過ごとにふえているというようなところが医療費の高額と申しますか、上昇の理由ではないかなと考えてございまして。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。20番馬場重利議員。

○20番（馬場重利） この議案第7号、予想どおりかなりたくさん議員が議論をいたしました。これは、いわゆる市民の代表である議員でありますから、市民からの突き上げがかなりある。そういうことで、たくさん議員が出ることは、これはもう当然のことと言えども当然だと思いますし、市長も同じ形ですから、非常に苦しい苦渋の決断をせざるを得ない、そういう状況もよくわかるわけではありますが。

議論をずっとお聞きいたしまして、やはり収納率をいかにアップさせるかと、これに尽きるのではないかなと思うのです。今現在87%の収納率だと。これを九十二、三%にすれば、値上げしなくてもいいのです。そういう状況をどうするか。今のこのいわゆる収納、納付方法をこのままの状態ですべて果たしてこれ納付率アップできるのかどうかと申しますと、私は不可能だと思うのです。つまり年収200万円以下が約80%あるのだと。そうしますと、これはこのままの状態ですべて納付率アップとい

うのは私は無理だと、さっきの同僚議員の議論もありますけれども。いわゆる未納額がかなりある。5億5,000万円の赤字が今ある。恐らくそれ以上の未納額があるだろうと。毎年1億2,000万円の欠損金を出している。もう回収不能だよということで1億2,000万円ずつ切っているわけでしょう。だけれども、それ以上にたまっていつているわけですから。これをどうするか。

先ほど未納額の回収に強制的なものもあるいろいろな方法があると言っていましたけれども、それはそれとして、やはりこれからの納付方法、これを考えるべきだと、抜本的に考えるべきだと。前旧むつ市では、税金と国保税は一本になっておりましたね。10分割していたのです。今税金と国保は別にして、そしてしかも10分割が8分割になっているわけでしょう。この8分割を10分割にただけでもかなり違うのです。

それと、口座振替、自動引き落とし、これをしてやってくれた方に何かメリットを与えてください。あるいは、回数を延ばしてくれるとか、何か抜本的な方策をとらないと。このままの状態です。ただ値上げすれば赤字解消、5年ぐらいをめどにという。これは、国が今後高齢者のものも含めて市町村単位を県単位にしようかということまで出ているようでもありますけれども、どうなるかわからない。だけれども、いずれは何かの方法で出てくるだろうと。それが恐らく5年ぐらいのうちにということがあるのではないかなと思うのですけれども。私が今申し上げた、何か納付方法、これ抜本的な考え方、これを考えられないかどうか、市長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 馬場議員のご意見、ご提言として受けとめさせていただきたいと、このように思います。8回、10回というふうな部分もありました。さらにさまざまな手法、そして口座振替

等々、今ご意見がございましたので、議案議決後に、ただちにそういうふうなものも研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番半田義秋議員。

○15番（半田義秋） 国保に加入している人は、自営業、それから農業、漁業、林業、会社組織にしている人は別ですけれども、ほとんどそういう人、それから仕事のない人、フリーター、それから生活保護受給者、そういう人たちが国保に入っているわけですよね。それで、サラリーマンは社保、前に並んでいる方々は市役所の保険ということで、会社の場合は会社が半分持つと、前に並んでいる方は市役所で半分持つと当然国保も半分は国から面倒を見てもらっていますけれども。

そこで、低所得者、それから収入のない人が国保に入っているのです。それで、当然そういう人は体の調子が悪くて仕事をリストラされたりしている方が国保に入っているから、国保の医療費が上がるのは当然だと思うのです。それを一般の我々自営業者とか商人はみんなそうなのですけれども、我々がその負担を強いられるというのが、私はちょっと解せないのです。これは、やはり生活保護受給者については全員が面倒を見なければならない義務が私はあると思うのです。なぜ国保に加入している我々だけがその人たちの医療費の高騰まで払わなければならないのか。一般のまじめに国保を払っている人が、また値上げを強いられるというのはちょっと腑に落ちないのですけれども、市長はそうではないですよね。前は国保に入っていたはずだけれども、どうですか、そういう考えを持って、この値上げに踏み切ったのかどうか。我々は、国保に入っている人間はいいのだと、値上げしても、これはやむを得ないという考えを持って上げたのか、提案したのかどうか聞きたい

のです、私は。言っている意味わかるかな。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 半田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、生活保護の話が出ましたけれども、生活保護は医療扶助でございます。国保とはちょっと切り離して考えさせてもらいます。

あと値上げの分ですけれども、先ほど来我々は所得の部分で7割とか5割の軽減とかという話をさせてもらっていますけれども、あくまでも所得ベースでございます、実質ゼロ円所得であっても、年金であれば120万円以下はゼロに算定してございますし、100万円以下であっても、給与であれば177万円とかという収入ベースでございます、収入ある場合は。今回半田議員から、所得のある方がそれを賄っていかなければいけないかというようなことでございますけれども、決してそうではなくて、この7割、5割、2割軽減の方についても、国・県からその分が補てんされているというふうなことでございますので、税は低いのですけれども、実際かかる医療費等々については、国・県から公費として賄われるというふうなことでございます。確かに支払い側、被保険者が払う分については、これは所得に応じた分配、所得割というふうなことがございますので、高くなります。高くなりますというか、額が張ります。これについては、協会けんぽ等においても、その所得ベースに応じて、収入に応じた形で利率を決めてございますので、どこの保険制度においても同じような制度で制度が成り立っているのかなと思っております。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（半田義秋） 値上げしなければならない理由はわかりますけれども、ちょっと急激な値上がり、1世帯当たり5,000円、それから所得割で1.12上がりますよね。例えば500万円の所得があ

る人は5万幾ら上がるわけでしょう。それから、均等割にしても、1人1万8,800円上がるのではないですか、これ。1万8,800円だから3,600円上がりますよね。余りこれ急激な上がり方ではないですか。市長、いきなり黒字に、赤字解消するなんて言わないで、徐々に解消する方向に向かっていったらどうなのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 徐々に解消するために、当方では最初3年の中で赤字解消していくべきかというふうなことでさまざま内部協議をいたしました。しかしながら、かなりの市民の皆様方にご負担を招くというふうなことで、激変緩和措置をとらなければいけない。そこで、5年間の中でこの約5.5億円分の累積赤字を解消していこうというふうな形をとらせていただいたわけでございます。1年で赤字を解消するというふうなことではなくて、当初、実は3年を考えました。しかしながら、3年ではこれかなりのご負担増になるわけでありまして、そこを5年というふうな中で今度は国の制度も変わってくるし、その中で考えて、全体の今度一般会計、さまざまな会計の部分も見通しもつけていかなければいけないだろうという中で5年間での赤字解消の計画をしたところであります。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 零時 39分 休憩

午後 1時 40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 議案第8号について質疑をさせていただきます。若干ちょっと細くなる部分がありますが、お願いしたいと思います。

今回の条例の一部改正は、先週末にチリでの地震の津波というふうなこともあり、結構タイムリーな議案なのかなというふう感じておりました。そこで、災害などで施設を使用するとき、その使用施設が指定管理施設の場合、その使用期間中にかかる費用、減免または免除とした場合に指定管理施設の日常における売り上げ分が減少することとなると思いますが、その負担はどのようになるのでしょうか、そこを聞いてみたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理者に委託している施設につきましても、使用を制限して避難場所として活用するということになるわけでございますけれども、その際の施設利用料等の収入の減、それから光熱水等維持管理費の増分、こういうふうなものにつきましても、指定管理者と協議事項とさせていただきます、指定管理者の負担にならないようにしていくという考え方でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） そうしますと、この議案が可決された以降は、この案件について各避難先となり得る指定管理先と協議の場を持つというふうなとらえ方でいいのでしょうか。それとも、起こったときに持つのでしょうか。それともその前にもう事前に決めておくのでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 条例改正、これが議決されますと、条例改正の内容についてはそれぞれ該当する指定管理者には通知いたします。一応この条例の趣旨にのっとって運用するというところで、もう既に基本協定書の中には、本協定に定めのない事項については協議するというようになっておりますし、また仕様書におきましても、避難指定というふうなことも明示してございますので、特段問題はないものと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 大きく1点お願いいたします。この地域生活支援事業を利用する障害者は何人

いるのでしょうか。そのうち市民税非課税世帯に属する方は何人いるのかと。今回で本人負担がなくなるその総額というのは幾らであるか。その穴埋めというのは国のほうから交付されるものかどうか。以上お願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず第1点目、地域生活支援事業を利用する障害者の方はどのぐらいの数かということでございますけれども、利用されている障害者の方は、平成22年1月末現在で180人となっております。

次のその利用者の中で非課税世帯に属する人数はということでございますけれども、これも同じく平成22年1月末現在で94人となっております。

3点目のお尋ね、今回の改正で本人負担がなくなるということで、その総額はということでございますけれども、今回の総額につきましては、平成21年度の事業利用状況から実績等見込額を算出いたしまして、それをもとに計算いたしましたところ、負担額なくなる総額は126万8,000円と推計されております。

負担が減った分の国等からの補てんにつきましてはでございますけれども、2分の1が国の負担、それから県が4分の1の割合で交付される見込みとなっております。市の持ち出し分といいますか、市の負担は4分の1となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この改正する条例によりますと、「建設し」を「建設、買取り又は借上げを行い」というふうになっておりまして、この「買取り又は借上げ」という文言がありますので、これについて何か今後具体的に考えていることがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

このたびの条例改正案は、公営住宅法等の一部改正に伴い条文整備を行うものでございまして、特に買取り、借り上げということは考えてございません。

以上です。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 今のところは考えていないということですが、私一般質問でも若干取り上げたことがあるのです。民間のアパートとかそういうのを例えば市のほうで新規に建築するだとか、今の古い建物を新しくするというその費用を考えた場合、借り上げのほうが、または買取りのほうが安くつく場合もあるのかなということで若干取り上げたことがあるのですが、そういう意味では今回こういう条文改正をしましたから、そういうことも十分今後検討するに値するものかどうか、そのところもちょっと答弁お願いできればなど

いうふうに思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

市営住宅の整備につきましては、平成17年度合併当初にむつ市公営住宅ストック総合活用計画というものの、住宅のマスタープランのようなものをつくってございます。平成18年度にそれが完成いたしましたして、平成20年度から緑町団地の建設が再開されております。この整備では、最終的には市の住宅が540戸、今現在604戸ありましたのが540戸で足りるだろうということで、まずこちらのほうの整備を優先して進める。その中で、もし買い上げ、それから借り上げですか、これが有効であれば、当然法の趣旨もその辺にあると思いますので、それは考えていかなければならない。ただし、今の段階ではまだストック活用計画を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。3番目時睦男議員。

○3番（目時睦男） 本議案について、3点にわたってお聞きをしたいと思っております。

1点目は、今回の条例改正案は、これまでの合併以降のそれぞれの旧市町村ごとの消防団組織を一元化して市全体の消防団に一元化をするという、こういう条例の改正案なわけでありまして、そのことによって従来の4地区の消防団の指揮を、私の理解としては新しい条例改正後の団長がつかさどると。したがって、具体的には消防団の指揮をとるといふ、このように理解をするわけでありまして、そうした場合に4地区の地理的な状況とか、各分団の状況を的確に把握をして指揮をとるといふことが必要だろうと、このように認識をするわけでありまして。そういうようなことから、各地区に従来の消防団の団長、副団長がおるわけでありまして、そういう地区ごとに指揮者の配置が必要と考えるわけでありまして。その点についてこの条例改正の考え方をお聞きしたいと思っております。

2点目は、これまで消防団の年間の活動、イベントというか、そういう中で大きな行事としては出初め式、観閲式があるわけでありまして。観閲式については、むつ市一本の全体の観閲式になっているわけでありまして、出初め式については、各消防団ごとに行っているというのが大宗であります。そういうことで、これらの扱いの部分について、今後この条例改正によってどのようなことで取り扱いを考えているのか、条例との関係について認識をお聞きしたいと思います。

それと3点目は、今後の具体的な消防団の出動範囲の部分であります。これについては、どのように考えているのか、この3点についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの1点目、各地区に従来の消防団長に当たる指揮者の配置が必要ではないかとお尋ねに

ついてであります。今回の改正によりまして、消防団の連合体制が解消され、一本化されますが、規則におきまして、消防団の組織として従来のむつ消防団、川内消防団、大畑消防団及び脇野沢消防団は名称はそのままで地区消防団となります。また、地区消防団には地区団長が置かれることになりまして、地区消防団を統括することとなります。したがって、消防団全体の指揮監督は、消防団長が行うものの、地区消防団の指揮監督は消防団長の了承のもとに地区団長が行うこととなりますので、ご理解願います。

お尋ねの2点目は、条例改正によりこれまで各消防団ごとに行っていた行事はどのような扱いになるのかについてであります。消防団の行事については、現在観閲式については合併以来むつ、川内、大畑、脇野沢の4つの消防団が合同で行っており、出初め式、各種消防団の行事については、それぞれの消防団単独で行っております。

今回の条例改正との関連ですが、むつ市消防団は一本化されるものの、先ほども申し上げましたが、従来の4地区の消防団はむつ市消防団の組織としてそのまま地区消防団として残ることになります。したがって、消防団の行事につきましても、条例改正後も改正前と同様、各消防団の意向もありまして、観閲式は合同で、出初め式やそれぞれの地区の消防団行事はそれぞれの地区消防団で行うことになり、従来と変わりございませんので、ご理解願います。

お尋ねの3点目は、消防団の出動範囲についてであります。消防団には消防団ごとに管轄区域が定められておりますが、この管轄区域は条例改正後も変更ありません。4つの地区消防団にそれぞれ管轄区域があり、さらに分団ごとに管轄区域がありますが、集落によってはほかの地区消防団が出動したほうが距離的にも時間的にも速いといったところが何カ所かございます。住民から見れば、

早く現場に到着してくれば、どこの消防団でもよいわけで、管轄区域については変更できないものの、この出動区域については、今回の組織改正により新設されます消防団長、地区団長、副団長で構成される本団本部において協議、調整をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 理解できました。

それでは、確認であります。先ほどの答弁の団長の指揮関係で、ただいまの説明でいきますと、従来のこれまでの各地区の消防団については地区消防団という形で置くというようなことであります。これは条例では触れていないのですが、消防団の組織規則とか要綱とか、こういう中で仕切ると、こういうようなことで理解をしていいのか、再度その点について確認をさせていただきたいと思っております。

3点目の出動範囲の部分であります。実は昨年の火災の中で、具体的に言いますと、関根地区で火災があって、近隣の大畑の3分団、これ正津川の地域ですが、距離的に近いものですから出動したと。その後の中でいろいろと問題というか、ぎくしゃくがあったというようなことで承知をしています。そういう面では、今防災調整監がおっしゃったように、私は市民からしますと、いち早く事に当たっていただきたいということが災害時の気持ちだろうと思っております。そういう面では、一定の制約がある中でも、そこは臨機応変に、近いところはすぐに出動するという、まずはそういうシステムをぜひともこの条例改正を機にきちんとしておいていただければということを確認させていただきたいと思っております。

以上、2点についてもう一度お願いします。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 消防団の具

体的な運用あるいは細かいことにつきましては規則で定めることとなります。ですから、確かに条例だけ見てもわかりにくい面があると思いますけれども、この条例改正に沿った、先ほど私ご説明申し上げました組織に沿って組織改正を行うという予定になっております。

それから、管轄区域ですけれども、これは従来から多少問題があったようでございます。法律上は、例えば管轄区域外、地区消防団の場合は、特にそうなのですけれども、大畑がむつ地区に出るといった場合、本来であれば大畑消防署長の指揮下に入ることとなります。けれども、緊急時につきましては事後承諾というふうな形で、したがってこの出勤区域につきましても、実際のときは事後承諾という形で出る形になると思います。ただ、これも連絡不足のためにいろいろトラブルが生じているということで、ちょうど今この規則になりますけれども、本団本部というのがそういうのを調整する機関ということで新たに設置いたしますので、今後はそういうトラブルのないように努めたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これにて目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第12号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第一田名部小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第13号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第二田名部小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第14号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長(村中徹也) 次は、日程第16 議案第15号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市営宮後牧野外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、2番新谷泰造議員。

○2番(新谷泰造) 12月からは、市の直営で管理しているが、指定管理しなければならない不都合な点はあるのか。

みなみ農園開発の970万円を横領した理事の横領理由及び市長、理事者の監督責任が明確になるまでしばらく直営でやるべきではないか。

議案第15号参考資料では、田名部畜産農業協同組合が職員2人、臨時職員1名とするならむつ市の直営の管理でも差はないのではないか。

指定管理することにより、むつ市及び市民の利点は何か。

横領事件が起きた後にもかかわらず、同じ指定管理契約書で行うのか。

横領事件等の防止策はどのようにするのか。

横領事件対策等を規定した契約書を議会の議決前に資料として議会に提出すべきではないか。

例外的事例に限定してむつ市の人事介入権を契約書に規定すべきではないか。

選定過程の詳細を説明してください。

他の3団体が選定されなかった理由はどこにあるのか。

事業計画の基本方針で施設の管理に当たって利用者の増加を図るとともに、経費の節減に努め、健全な経営を推進するとあるが、利用者が増加すれば経費は増加すると思われるので、矛盾するのではないか。4団体は、どのような対策を示したのか。

事業計画の基本方針で飼養頭数の減少を防ぐために、特に高齢者農家の対策に力を入れるとあるが、なぜ飼養頭数の減少を防ぐ必要があるのか。

4団体は、飼養頭数の減少を高齢者農家にどのような対策を示したのか。

選定理由のうち、申請4団体の中で利用頭数を一番多く計画していることがなぜ選定理由になるのか。

具体的にどのような計画なのか。

選定理由のうち、管理運営について信頼が得られれば、妥当なものと思われるとしている。とすれば、現在管理運営について信頼できない理由は何か。

どのようになれば信頼を得られることになるのか。

選定理由のうち、収支計画で利用者をふやすための方策をすることがなぜ選定理由になるのか、具体的にはどのような方策なのか。

選定理由のうち、監視員について、現監視員の採用を計画的にしていることから、激変回避されられると思われるとは具体的にはどういうことなのか。

他の3団体は、どのような提案をしたのか。

選定理由のうち、田名部畜産農業協同組合の累積欠損は気がかりだと述べているが、累積欠損は幾らあるのか。

別会計処理するとはどういうことなのか。

田名部畜産農業協同組合の事業概要に組合の事業または生活費に必要な資金の貸し付けとあるが、貸倒貸付資金の回収が困難となって倒産のリスクはないのか。

組合と役員9名の資産状況を調査したのか。

調査して議会に報告すべきではないか。

役員全員に指定管理から発生する債務について連帯保証してもらわなければならないか。

指定管理施設利用料1,506万円の内訳はどのようになっているのか。

指定管理2,572万円の内訳はどうなっているのか。

人件費1,765万円の内訳はどうなっているのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 指定管理者の指定についてのお尋ねにお答えいたします。

まずお尋ねの1点目、12月から市の直営としているが、指定管理しなければならない不都合な点はあるかとお尋ねにお答えいたします。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設の管理運営を民間能力を活用して、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減を図ることを目的としております。むつ市営牧野においても、質の高いサービスと経費の節減が求められていることから、指定管理者制度による管理を進めるものであります。

次に、お尋ねの2点目、みなみ農園開発の970万円を横領した理事の横領理由及び市長、理事者の監督責任が明確になるまで、しばらく直営でやるべきでないかとお尋ねであります。みなみ農園開発代表理事から伺いましたところでは、借金の返済に充てたものと思われまふ。しばらく直営でやるべきではないかとお尋ねありますが、先ほどご説明いたしましたとおり、より柔軟で質の高い住民サービスの提供と経費の節減を図るた

め、指定管理者制度による管理を進めるものであります。

お尋ねの3点目、田名部畜産農業協同組合が職員2名、臨時職員1名とするなら、むつ市の直営でも差し支えないのではないかとお尋ねありますが、田名部畜産農業協同組合では、市営牧野の指定管理業務につきまして、現在の職員で対応するのではなく、指定管理業務の専門的に雇用する計画を持っていると伺っておりますが、詳しくは指定管理者として決定後に詳細が決まるものと思われまふ。市の直営では、雇用する専門員と職員の人件費が多くかかることとなりますので、経費が多くかかることとなります。

お尋ねの4点目、指定管理することにより、むつ市市民の利点は何かとお尋ねありますが、指定管理することで、より質の高いサービスの向上と経費の節減が図られるものであります。

次に、お尋ねの11点目、事業計画の基本方針で施設の管理に当たっては、利用者の増加を図るとともに、経費の節減に努め、健全な経営を推進するとあるが、利用者が増加すれば経費は増加すると思われるので、矛盾するのではないか。4団体はどのような対策案を示したかとお尋ねありますが、利用頭数が増加することにより、畜舎での飼料費や水道料が増加いたしますが、基幹となります人件費や飼料費など、他の経費には大きな変動を与えないことから、利用頭数がふえることにより経営収支が改善されるものであります。申請された4団体は、それぞれ計画した利用頭数に基づき積算したものと考えまふ。

次に、お尋ねの12点目、事業計画の基本方針で飼養頭数の減少を防ぐために特に高齢者農家の対策に力を入れるとあるが、なぜ飼養頭数の減少を防ぐ必要があるのかとお尋ねありますが、むつ市の畜産農家戸数は、農家の高齢化等の影響から年々減少傾向にあります。飼養頭数について

は、ほぼ横ばいの状態であります。これは、多頭飼育農家が頭数をふやしていることからと推察されます。本組合は、畜産の専門農協であることから、畜産振興のためにもむつ市の家畜を守っていききたいとの思いがあり、このことから高齢者農家対策を進めなければならないとの考えであると理解しております。

次に、お尋ねの13点目、選定理由のうち、申請4団体の中で利用頭数を一番多く計画していることがなぜ選定理由なのかとのお尋ねであります。畜産振興に資するため、施設の有効利用が求められており、このことから評価されたものであります。

次に、お尋ねの14点目、選定理由のうち、管理運営について、信頼が得られれば妥当なものと思われるとしている。とすれば、現在管理運営について信頼できない理由は何か。どのようになれば信頼を得られることになるのかとのお尋ねであります。農家が牛を預託するための安心感であると考えますし、施設の運営方針や情報公開を徹底し、農家の理解を得ることが必要であると思われま

す。次に、お尋ねの15点目、選定理由のうち、収支計画で利用者をふやすための方策をすることがなぜ選定理由となるのかとのお尋ねであります。指定管理業務を安定して実施運営していくことが重要であると考えます。

次に、お尋ねの16点目、選定理由のうち監視員について、現監視員の採用を計画していることから、激変は回避されるものと思われるとは具体的にどうということなのかとのお尋ねにお答えします。現監視員は、作業内容はもちろんのこと、牛や馬の監視の仕方、牧場の形態等も把握しております。もって、監視人を新たに雇用することになれば、作業内容等も指導していかなければならないことから、激変と表現したものであります。

次に、お尋ねの17点目、選定理由のうち田名部畜産農業協同組合の累積欠損金は幾らあるのか、別会計処理するとはどういうことなのかとのお尋ねであります。指定管理業務について、田名部畜産農業協同組合の経理と混同せず、通帳や帳簿等も別に定めて会計処理するという意味であります。累積欠損金の額については、個人情報部分でありますので、公表は控えさせていただきたいと思

います。次に、お尋ねの18点目、田名部畜産農業協同組合の事業概要に組合員の事業または生活に必要な資金の貸し付けとあるが、貸倒貸付資金の回収が困難となって倒産のリスクはないのかとのお尋ねであります。資金の貸し付けについては、現在家畜導入のための資金とのことで、現金で貸し付けするのではなく、牛などを組合が導入し、農家へ貸し付けしているとのことであります。また、定期的な監査や理事会、総会などで審議されていることからリスクは少ないものと思われま

す。次に、お尋ねの21点目、指定管理施設利用料金1,506万円の内訳はどのようになっているのかとのお尋ねであります。宮後、名子、永下及び金谷沢の4牧野の使用料と永下畜舎の利用料の合計額に宮後ふれあい農園の使用料を合算したものであります。

次に、お尋ねの22点目、指定管理料2,574万円の内訳はどのようになっているのかとのお尋ねであります。牧野運営に係る年間経費から牧野使用料を差し引いた額であります。

次に、お尋ねの23点目、人件費1,765万円の内訳はどのようになっているのかとのお尋ねであります。場長1名、監視人6名、作業員3名の試算となっております。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お尋ねの5点目から10点目まで及び19点目、20点目につきましてお答えを

いたします。

お尋ねの5点目、横領事件が起きた後にもかかわらず、同じ指定管理契約書で行うのかということについてでございますが、指定管理協定書は、議決をいただきました後に指定管理者と協議のうえ、再発防止に関する条項を入れて締結いたしましたと考えております。

次に、お尋ねの6点目、横領事件等の防止策はどのようにするのかということについてでございます。これが再発防止条項ということになるかと思いますが、さきの行政報告に対するお尋ねのときにお答えいたしましたように、1点目といたしまして、指定管理団体の代表が変更になったり、大幅な役員交代や組織改正等で、その団体の性格に影響を及ぼす変更があったと判断される場合には、改めて指定管理者選定委員会の審議に付し、指定管理業務を継続させ得る団体であるかどうかを確認することとしたいということでございます。

また、2点目といたしましては、団体の経理状況に関して、定期的に、または抜き打ち的に積算根拠資料等と照合し点検していくということを所管課に義務づけるということ。

さらに、3点目といたしましては、前回前払いした多額の指定管理料の返還が生じたことにかんがみ、指定管理料の前払い方法について、一定額以上となる場合は原則3カ月分ずつの四半期払いとすること。さらに、可能な場合は月払いとすることなどの基準を設けることにしたいと考えているところでございます。

なお、履行保証保険への加入につきましても、そのような措置をとっている自治体はごく少数で、県内他市では例がございませんし、先般申し上げましたような問題もございますので、もう少し研究をする必要があろうと考えているところでございます。

次に、お尋ねの7点目、横領防止対策等を規定した契約書を議決前に議会に提示すべきでないかということについてであります。現時点では指定管理者の候補者を選定した段階でありまして、議会の議決をもって指定管理者に指定されることとなります。協定は、その後において指定された指定管理者と締結することになっておりますので、議決前に協定書を提示することはできないということでございます。

次に、お尋ねの8点目、例外的事例に限定してむつ市の人事介入権を契約書に規定すべきでないかということについてであります。団体の人事は、その団体の規約に基づき、役員会、総会等で正規の手続を経て行われるものでありまして、いかに発注者といえども、それを制限することはできないものと考えます。市側といたしましては、団体の体制、性格が変わるような改正が行われないうか、委託業務がつつがなく遂行されていくかどうか、十分に確認していく作業が肝要と考えてございます。

次に、お尋ねの9点目、選定経過の詳細ということですが、指定管理者選定委員会規定に基づき、本年2月1日に副市長を委員長とする合計6名の委員による第1回選定委員会を開催し、申請4団体の申請書を説明、配布し、申請者の申請資格の判定、評価方法の確認を行い、評価票を配布しております。次いで、2月9日に第2回選定委員会を開催し、2名の学識経験者にお越し願ひ、その意見を伺った後、それぞれの委員が最終的な評価票を作成し、その日のうちに採点、総合評価をして1位とするものが一番多かった団体を選定し、市長決裁を経て指定管理者の候補者として選定したところでございます。

次に、お尋ねの10点目、他の3団体が選定されなかった理由はどこにあるのかということについてであります。評価は申請書内容の項目ごとの

採点と条例第4条に定める4つの選定基準に対する評価意見を総合的に判断し、1位とするものが最も多かった団体を選定いたしましたので、評価の高い順に選定したという結果であります。

なお、選考基準はありますものの、ある意味相對評価でありますので、他の3団体のどこが劣っていたのかというようなことではありませんし、その内容につきましては、選定委員会規約第6条の審議内容の非公開規定により申し述べることができませんので、ご了承を願いたいと存じます。

次に、お尋ねの19点目、組合と役員9名の資産状況を調査したのか、調査して議会に報告すべきでないかということについてであります。選定委員会の選定基準には、役員などの資産状況までは定めておりませんし、申請書類にも義務づけておりません。また、個人情報に当たることでございますので、今後も審査基準とする考えはございませんので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの20点目、役員全員に指定管理から発生する債務について、連帯保証してもらうべきではないかということについてであります。確かに連帯保証も指定管理業務の履行保証として考えられることではあります。しかし、指定管理の協定は、あくまで団体との契約であり、団体に指定管理業務を適正に履行してもらい、業務実施が不履行とならないために契約するものでございますので、他に業務実施できる団体の連帯保証を事前に得るということは考えられますが、不履行になった場合の損害に対して個人保証を規定することは適当でないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） まず、累積欠損については個人情報であるから公開できないと言いますが、普通ならば確かに個人情報ですけれども、市

と契約する相手方になれば、政治家が個人情報がないと同様に、この組合も個人情報の保護の対象にはなり得なくなるのではないですか。

それから、そうすれば、この個人情報の欠損金が明らかにされなければ、そもそも財務内容が債務超過の直前であっても構わないわけですね。契約した途端に債務超過になって破産する可能性も出てくるわけです、ここが明らかにしなければ。そうすれば、また前回のみなみ農園開発のように2,430万円の債務を残して破産する可能性もあるわけです。そうすれば、市のほうではその場合に、ではまた債権回収はどのようにするのか。別会計として処理したとしても、債務があることには変わりないのではないですか。

それから、組合の資産は幾らなのか。債務は幾らあるのか。それから、組合の貸付総額は幾らになるのか。これを個人情報といったら全然我々議会では審査できないと思うのです。普通の銀行なんかの管理の場合でも、これぐらいはしっかり公開していますから、その辺は公開すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 我々はあくまでもこの資産の部分については、財務状況、これについては非公開部分というふうに考えてございます。ご心配の向きも当然あるわけでございますので、そのために外部委員ではないのですが、学識経験者2名のご意見もちょうだいしながら審査したというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今起きたみなみ農園開発の2,430万円の債務を回収できない原因は、みなみ農園開発にほとんど資産がないということと、それから連帯保証とかそういうのの理事の責任をとろうとしても、理事自体に資産がないということなわけですね。そうすると、それを防止するた

めの対策として、その辺は個人情報と言わず調べるべきではないですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） この指定管理の申請に当たっては、理事会等の機関決定をされた後に申請されたということでございますので、業務の遂行等、それから債務の事案については機関で対応できるものと考えております。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 前議員と同じお尋ねになるのですが、やはり答弁がちょっと私も納得できないので、この累積欠損金、これは公開できないということですが、この田名部畜産農業協同組合でしたか、この団体の例えば収入が幾らあって、その中に占める欠損金の比率はどのくらいか。このくらいなんかは公表できると思うのですよね。例えば1,000万円の収入があると、累積欠損金が1億円もある。これではとても我々は承認できないなというふうに思うのです。そこら辺の比較ができる、我々が判断できるような情報を提供してもらいたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

あと別会計にするからということ、ちょっと何か安心感を与えるような選定理由になっているのですけれども、専門家が2人いてこういうのを書いたら、どういふ専門家なのかちょっとわかりませんが、話を聞くと、通帳は別にするとかということ、別会計だということですが、全然安心できるような会計処理だとは思えないのです。それで皆さんはどうやって安心できるものかというふうに判断したものか、まずこの2点よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 確かにこれまで事業を営

んできている団体でございますので、それなりのいわゆる事業資産等もありますし、財政状況等も年々積み重ねてきているというふうなことがあるわけでございます。これはちょっと事情は違いますけれども、新規につくられた団体ということになりますと、一切そういうふうなものがないという状況もあるわけございまして、この既存の団体だからそういうふうなことを求めなければいけないということもないかと思えます。ただ、我々としては、その資産状況というふうなものを、いわゆる経理状況ですね、こういうふうなものについては求めて、そして学識経験者の目を通してらご意見をお聞きするというようなこともしてございます。公認会計士と、それから税理士の2名の方でございますけれども、その方たちのご意見もお聞きしているというふうなことです。

それから、これまで本業として営んでいるものとは、この指定管理の事業とは全く別会計で峻別したスタイルでやるということも経理状況が明確になるというふうなこともあるわけございまして、そういうことで、選定委員会としては信頼できるのではないかというふうな判断に至ったということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） ちょっと答弁になっていないと思うのですが、この資料には、例えば資本金というので1口の金額5,000円、そして5,540口ですから2,500万円ですか、大体、こういう資本金があるのです。これに対して累積欠損金がどのくらいの比率、これ計算すれば出てきてしまうのですけれども、こういう例えば資本金を超えているか、それより少ないか、このくらいまでもやはり公表してもらえないものかなというふうに思うのです。当然こっちは資本金より少ないのであれば、まあまあみんなこれ解約すれば返せる累積欠損金

だなどというふうに我々も判断できますので、この点についてはどういふものでしょうか。

やはりその別会計にするという、簡単にそういふふうに分ければ安心だというふうな答弁なのですけれども、それは同じ団体ですから、やはりお金、資金繰りが大変になれば右から左、自分の判こでおろせるわけですから、十分やるのですよね、どこの会社だって。実際むつ市だってやったでしょう、企業会計から4億円借りて財政再建団体にならないように、そういうことをむつ市だってやっているわけですから。当然民間は資金ぐりが大変だと、こういうことをやらなくてはいけないような状況に追い込まれればやってしまうわけです。だから、そこをそうしないようにこっちは何か担保つけないとだめだと思います。そのところもう一回、逆に審査し直すことも必要でないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、公開情報ではないので、私どもとしてはこれは秘密の保持というふうなことも委員会の規約の中で定めてございますので、これは非公開情報というふうなことにしているということでございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先ほど総務部長からも答弁ありましたとおり、定期的に帳簿等の調査に入ると。その場合に、指定管理にかかわる部分の通帳、帳簿等が明確に別になっているということがあれば、その調査等も明確に行えるという判断でございませう。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 前のお二方が大分細かくやりましたので、わかった部分もあります。それを聞いたうえで、ちょっとまだわからない部分につい

てのみの質疑をさせていただきたいと思ひます。

何といつても指定管理者の指定を取り消された前の農事組合法人みなみ農園開発の後をどの団体が指定管理を受けるかといふことで、非常に大きな問題であり、より慎重な判断が求められる。もちろん市民の皆様方も大変注目している案件だと思ひます。そういう中で、前回みたいにこの指定管理を受けるために急遽つくった団体ではなくて、長年このような専門的なことに携わってきた団体が上がったといふ点においては私個人としては結構安心感を持っております。

その中で何点かお聞きします。選定理由の中で、先ほどもあったかと思ひますが、利用者をつやすための方策を反映しておりといふふうな書き方がされておるのですが、収支計画のところを見ますと、利用料は3年間同じ額を計上している。伸びを削っていながら使用料、利用料金のほうは同じ額で推移しているといふところにまず1つおかしいなと感じましたので、その点をお聞きしたいと思ひます。

また、先ほど来財務内容、累積欠損金の話が出ておりますが、そのことについては選定委員、副市長を初め6名の方々が確実にその部分は確認した、そのうえで判断したといふふうにとらえておりますので、細かい部分はいいとして、その部分、やはりどうしても前の事件を考えますと、非常に気になる部分でございませうので、幾らあるとか大変だとかといふことは抜きにしまして、それを見て、選定委員の方々はどのような評価をしてこうなったのか。その評価の部分だけでもお知らせできないでしょうか。2点お願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 累積欠損金についての評価でございませうけれども、それは選定理由の一番最後のところにも記述がありますように、当然選定委員それぞれ気がかりな点であることは、これ

は変わらないわけでございます。ただ、気がかりではあるけれども、この団体が昭和23年設立ということで、非常に長い歴史を持ちながらつつがなく事業を運営してきているという、そういう信頼性もあるわけで、その累積欠損金がきちんとした形で解消されていくということは容易に信頼できるというふうに考えたところでございます。それぞれの意見が私を感じたのと同じかどうかはわかりませんが、大方はそのように専門家の意見も聞きながら、そのように感じ取ったものと思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 聞いているのは、選定委員会が金額を確認して安心したのですか。数字を確認したのですかということを知っているのです。

○総務部長（新谷加水） 金額は当然我々団体から出されたものを見ていますので、その金額は当然確認しております。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、先ほどの総務部長の答弁に補足説明させていただきます。

累積欠損は確かにございますが、ここ数年単年度黒字で推移しておることも事実でございます。

それから、お尋ねの利用頭数の増の計画と利用収入の部分でございますが、利用頭数の増につきましても、これまでの平成19年、平成20年、平成21年までの実績よりもふやす頭数で計画されております。具体的に申し上げますと、平成20年度は5万4,340頭の利用実績がございましたけれども、当該団体が計画されておりますのは、平成22年度から6万2,900頭で計画されてございます。利用収入もこれに見合った額で計画されております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） その部分については、るる聞きましたので、よしといたしますが、この事業、

収支計画の概要を見ますと、収支差額はゼロでございます。この指定管理の事業は収益の出ない事業なのではないでしょうか。それもお聞きしたいと思います。

また、今までの説明を含めまして、選定委員会で決めて市長が決裁して議案として出した。市長は、それ間違いなく信頼できる団体として出していると、そのあたりのところを。さっきから一言も発言ないみたいなので、そろそろ聞いてみたいと思うのですが、お答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昭和23年から設立されておりました、もう62年というふうな形の中で、地域の畜産というふうな部分でのご貢献もあるわけでございます。それから、先ほど来お話をしておりますように、専門家2人、そしてその数字をさまざま検討しながら、厳正なる審査委員会で評価をした結果だというふうなことでございます。その部分においては、私はこの当該団体は信頼に足るものであると、このような判断をしております。

さらに、この累積欠損金が気がかりだというふうなこの部分、選定理由にこの部分も隠さず皆様方にお示しをさせていただきました。この部分において、どういう対応をするのかというふうなこと、これは別会計処理するというこの中で経営をしていくというふうなことでございますので、これはしっかりとした形の中で、契約の中でなされるわけでございますので、その部分で我々も、前回のみなみ農園開発というふうなことの轍を踏まないような形の中でしっかりと経緯を見守りながら、市民の皆様方にご迷惑をかけないような形の中で指導をしつつ、しっかりとこの指定管理業務をやっていただくというふうな決意には変わりございません。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 指定管理における収益の

部分でございますが、この指定管理は、年間の必要経費から利用料金を差し引いた額を指定管理料として積算しているものでございます。ちなみに使用料金が上がることによって、先ほどの新谷泰造議員のお尋ねにもありましたとおり、経費的に多くかかるものと変動のないものがございますけれども、一般的には利用頭数をふやすことによって収益は、大きな収益ではございませんが、出る可能性はあるかと思えます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番半田義秋議員。

○15番（半田義秋） 今回の人事案件は、牧野教育長が勇退されるための人事案件であります。牧野教育長におかれましては、長年むつ市の教育行政にご尽力され、本当に勇退するとなるのは残念であります。これも後進に道を譲りたいという本人の強い意思でこうなったわけであります。

そこで私は、今の新しい人、遠島進氏には何ら反対もございませんが、ただこの教育委員の人事案件の選考について、ちょっと私の意見を述べた

いと思えます。というのは、私は3年前に杉山前市長がまだ生存なさっているとき、教育委員は、まだ合併して間もないころでしたので、満遍なく大畑地区から1名、また西通り地区から1名、むつ地区からは人口が多いので3名と、そのようにしたほうがいいのではないかという提案をしたときに、それも一考だということで、それでは考えてみるという答弁を私はもらいました。しかし、残念ながら杉山前市長は間もなくお亡くなりになり、宮下市長がその後を継いでいるわけでありませぬ。ここで私はお聞きしたいのです。今教育委員が5名おりますけれども、その人たちの、名前はいいです、住所も旧何々地区でよろしいですから、ちょっと教えてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5名の方が教育委員としておいでになります。大畑地区1名、むつ地区4名というふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（半田義秋） 3年前に杉山前市長が一考するということが、全然いまだなされておられません。合併してまだ5年、もう5年と言う人もあるかもしれませんが、まだ5年です。西通り地区、川内、脇野沢地区には人口がまだ8,000人おります。その中に何十年もそういう地区で行政して、やはり風土も行事もいろんな慣習も違います。まだまだ一体感を生むには相当な年数が私にかかると思うのです。そこで、どうか西通り地区から教育委員を1名、私は出してほしいと常々そのように思っておりました。それで、牧野教育長にも、どうかひとつそういうことでお願いできませんかと言いましたら、これは人事案件は市長ですので、なるべくそうあってほしいという話を聞きましたが、残念ながら次は私も任期が切れるので、それではちょっと教育長の人事だからまずいよねと、ではその次の、その後のはどうでしょうか

ということを行いました、その後のことは、私はもういないのでわからないという話でしたので、市長、そこでどうですか、西通り地区からも教育委員を1名選ぶ案がありませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうな地区にこだわるという人事というふうなものは、ちょっと私には別の考え方というか、やはり全域的な視点の中で考えてもらいたいと、教育行政については、そういうふうな思いがございます。

また、今上程させていただきました、同意を求めています氏につきましては、本当にさまざまな形の中で県にもおいでになりましたし、また地元の高校の校長先生、そして長年教員として活躍を、そしてさまざまな視野を広くお持ちの方でございますので、私は地域を限定して、そういう形で教育委員の同意を求めるといふふうなのは、もっともっと広域的な、幅広い形の中の視点から考えるべきでないのかなと、こういうふうな考えを持っております。

また、杉山前市長が半田議員からのお尋ねの中で、それも一考だ、考えてみるというふうなことは、私はお聞きはしておりませんでした。そういうふうなまた議論があったことも、多分議長の立場であったと思いますけれども、なかなか今思い出すこともできないわけでございます。

私は、もう市内全域、そしてまた下北の教育、青森県の教育というふうな、全般的な教育の視点から、このむつ市の教育をどうしていくのかというふうな考え方をすべきではないかと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（半田義秋） 市長、私は何も今新たに教育委員になれる遠島進氏にあだこうだと言っているわけではないのです。これから長い目を見て、西通り地区から教育委員を選ぶ気があるかないか

と聞いただけであります。それに市長は、ないと、遠くから、全般的に見て登用するのだという考えですけども、私には市長のその言葉が、西通り地区には人材なしと、そのように聞こえましたよ。だから、大畑地区から1名出ているのですから、やはり西通り地区からも1名ぐらい、まだ合併して間もないのだから、そういう風土とか気候が違う、慣習も違う、行事も違う、そういう中から、地元の子供たちの成長は地元の人が一番わかっているのですから、やはり西通り地区からも1名私は選考してほしいと思うのだけれども、再度市長、どうですか、やはり西通り地区には人材なしと見るのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 半田議員に申し上げます。私は、西通り地区に人材なしというふうな、そういうふうな思いすら持っておりません。私は、人材豊富であると、逆に、西通り地区は。私は、すべての場面でさまざまな地区を歩かせていただいておりますけれども、西通り地区も北通り地区も、一方に偏るといふふうな評価はいたしておりません。私は、人材豊富であると。しかしながら、将来的に高い見地の中から教育を見ていく必要があると。これを前提として、時々さまざまな考え方をしていかなければいけないというふうなことを申し添えさせていただきたいと、こんなふうに思います。

この場面で西通り地区から1名と、将来的にと、いつどうなるかわかりませんので、私もまたどうなるかもわかりません。そういうふうなことで、ここの段階で、この時点でお約束をすることは控えさせていただきたい。私は、決して西通り地区に人材なしというふうなことは心の隅にもありません。本当に西通り地区の住民の方々、そして職員もしかり、そしてまた教育界においても、産業界においても、本当に素晴らしい人材があるとい

うふうな、きらめいているということは私は十分認識しておりますので、その点でご理解をいただきたい。半田議員も、そのお一人でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号はこれに同意することに決定いたしました。

◇議案第17号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◇議案第18号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 議案第18号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、8番浅利竹二郎議員。

○8番（浅利竹二郎） 補正予算書の24ページ、第

8款土木費第2項第4目道路新設改良費の中に大湊地区坂道対策事業費とありますけれども、この内訳をお願いします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

今回の補正予算による坂道対策路線は、市道連絡7号線、通称川守坂、それと市道西ノ平線の2路線で、この工事費と設計委託費を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） この坂道対策は、例年秋ごろに通常やっているのですけれども、今回事業費が予算化されたこの理由についてお願いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） このたび国の平成21年度2次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用することから、補正予算で対応させていただくもので、事業は平成22年度に全額繰り越しして行うという予定であります。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） それでは、新年度にはこの坂道対策の事業はどのようなのでしょうか。これで終わりということではないと思うのです。新年度は新年度で、また採用されるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 平成22年度予算を前倒したというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点かお願いいたします。

まず、17ページの下北文化会館の改修がマイナス6,300万円ということで、これは改修工事をし

なかったという意味でしょうか。それと、同じページに庁舎の改修6,000万円とあるのですが、これの内訳をお願いします。

19ページですが、下北地域広域行政事務組合負担金の減、マイナス3,492万2,000円、この内訳をお願いいたします。内訳といたしますか、しもきた療育園がマイナス2,100万円、はまゆり学園はマイナス1,300万円はわかるので、それらの内訳という意味です。

21ページですが、煙突解体5,400万円計上です。これだと全部国県支出金5,400万円となっておりますので、国・県でできるということですが、まだ解体しなければならない施設はあるのでしょうかということ。それらの解体費用は幾らになるのかということ。それらもこういうふうに国・県の支出で可能なのかどうかということです。そこのところを確認させていただきます。

22ページですが、水川目の貸付金がマイナス3億円になって積立金にプラス3億円ということですが、これの貸し付けがなぜマイナスという形になったのかという、この経過をお知らせ願いたいと思います。

あと、積立金ということになることによって、どういうふうな形で変わっていくのかというのを教えてもらえればと思います。

23ページの雪寒機械、これはちょっと聞きなれない言葉なので、どういう機械なのかということです。

27ページの武道用具4,000万円計上ですが、これは柔道が必修科目になるという理由がついておりましたが、今量がある学校があるよとかという話も聞いたので、量の少ない学校だけに配置する4,000万円か、それとも全部もう新しいものに入れかえるという意味なのか、そこのところを教えてください。

同じページで大室平学習施設、これはどういう

施設なのかと。今まであった施設か、それとも新たに作るものか。土地は市の土地か。なぜ大室平かと。もっと市の中心がいいのではないかなというふうに思ったりもしますので、以上よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原聖栄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目、予算書の17ページ、下北文化会館の改修工事6,318万6,000円の減額は何かというお尋ねであります。これはむつ市議会第200回定例会に追加提案として補正予算に計上しました下北文化会館改修工事に係るものでありまして、事業の終了により工事費が確定したことから不用額を減額したものであります。

この事業は、今年度の国の第1次の補正により交付されることになりました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施したもので、主な改修箇所は、屋外燃料タンク及び給油配管設備等の輸送設備改修工事、ホワイエ及び食堂部分の外壁漏水工事、大ホール舞台照明設備一部改修工事等となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 同じく17ページの市庁舎改修事業費でございますが、これも国の平成22年度の第2次補正予算を活用して実施するものでございまして、主な事業といたしましては、議会エリアの委員会室及び隣接の会議室の防音対策工事、これに4,300万円、また地球温暖化対策に有効な省エネルギー化に努めるため、グリーンモールの照明をLED照明に交換する照明設備の一部改修、これに1,500万円等を予定してございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 19ページの下北地域

広域行政事務組合負担金の減についてでございます。まず、しもきた療育園の2,145万9,000円でございますけれども、これは職員配置の減がありまして、それとしもきた療育園の改修工事、起債関係でございまして、起債の借入れが大きくなったということ、それから燃料費、賄い材料費等の減があります。それから、はまゆり学園の1,346万3,000円でございますけれども、職員配置、人員配置でもって1名の減ということでございます。それから、燃料費や賄い材料費の減が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 予算書21ページのむつ地区旧清掃センターの煙突解体事業費の部分のことですけれども、横垣議員ご指摘のとおり、これは国県支出金5,400万円をもって全額負担するというふうなものでございます。この国県支出金は、国の交付金であります地域活性化・経済危機対策臨時交付金をもって行うというものでございます。

また、ほかの地区にはないかでございますけれども、むつ地区以外にも川内、大畑、脇野沢にもそれぞれ廃止された清掃センターがございます。また、煙突もございます。しかしながら、この3地区の施設については、むつ地区に比べますとまだ新しいという部分から、老朽化し、緊急性がないというふうな判断をしております。この部分について、解体の費用を、また見積もりをとっているかについてでございますけれども、見積もり及び費用については算出してございません。

また、説明のとおり、3地区については緊急性等がないものでございますので、この交付金については対象にならないというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 予算書22ページの水川目地区酪農振興対策事業費貸付金についてご説明申し上げます。

平成21年6月開催のむつ市議会第200回定例会におきまして、水川目地区の酪農業の構造改革の促進と酪農業の振興発展ということで水川目地区の酪農家を対象とする融資制度を行うはまなす農業協同組合に対する貸付金として3億円ほど計上しておりました。その後この貸し付け方法について、はまなす農業協同組合と協議を行ってまいりましたが、はまなす農業協同組合からの貸し付けはできないという申し出がございまして、貸付金として計上しておりました3億円を水川目地区酪農振興基金へ積み立てるものであります。

それから、積み立ていたしましたこの3億円につきましては、平成22年度予算に予算計上しておりますが、平成22年度において市から直接貸し付けを実施したいと考えてございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 予算書23ページ、土木維持費、説明欄の雪寒機械購入費、マイナス263万2,000円についてご説明いたします。

まず、雪寒という言葉、聞きなれないと思いますので、ご説明させていただきますが、雪寒とは積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、通称雪寒法と申しますが、これに基づく事業でございます。この事業によりまして、むつ地区の凍結防止剤散布車、これを購入しておりますが、このマイナスはその執行残でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 中学校管理費の中学校武道用具購入事業費についてご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、新学習指導要領の改正に伴いまして、平成24年度から中学校の体育の授業で武道が必修化されることになっております。こ

れに伴いまして、市内の全中学校、これは9校ですけれども、柔道用の畳、それから柔道用の畳を固定する滑りどめのネット、それから柔道の投げ技を練習するためのマット、これを全校に整備をするというふうなことでございます。

先ほど議員ご指摘のとおり、学校で持っている、2校ほど持っているところもあるのですが、これも傷みが出てきておりますので、この際すべてを更新するという考え方でございます。畳は、全部で1,056畳ほどになる予定です。

もう一つ、社会教育総務費の大室平地区、学習施設の整備の内容というふうなお尋ねでございますけれども、平成11年度に大室平小・中学校がそれぞれ奥内小学校、近川中学校に統合されております。校舎、屋内運動場は老朽化が激しくて、すべて解体撤去をしてございます。大室平地区では、地域住民が集う施設が全くございません。学校を利用していたという事実がございまして、それ以来地域の住民が集える施設を整備してほしいという要望が出されておりました。このたび地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これを活用して整備をするものでございます。建物の規模は、現段階の予定でございますけれども、木造平家建て約200平方メートル、60坪程度になりますか、これを建設いたしまして、集会室、調理室、トイレ等を設置するというふうなことでございます。

用地については、地域から提供を受ける予定でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 2点ほど再質疑お願いします。

まず、煙突の解体のことです。これは川内、大畑、脇野沢とまだあるのですが、今後、これらも解体が必要になれば国・県の補助が出て、それに対応できるのでしょうかというのを再度確認させていただきます。

それと、22ページの水川目の貸し付けの3億円のことですが、これははまなす農協のほうで貸し付けできないという理由をちょっとお聞かせいただければなど。というのは、はまなす農協はそういう事業もやっているのだけれども、なぜできないのかと。今度むつ市のほうで貸し付けをやるとなると、むつ市がそういう金融機関と同じようなことをやるということになるとどんなものなのかなと。新たな業務ということで、今度それこそ回収ができなければ取り立てに行かなくてはいけないとか、そういう業務を市でやるということになるのでしょうか、そこのところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 煙突の解体工事の他地区の部分でございますけれども、むつ地区については、竣工が昭和51年、今から34年前でございます。大畑地区については昭和62年、今から23年前、また川内地区については平成2年、脇野沢地区については平成7年ということで、むつ地区に比べると相当まだ新しいといえますか、古いのですけれども、新しいと。ですので、その部分において、まだ緊急的なものがないというようなことでございます。

このような制度の今後についてはわかりませんが、現在そういうふうな制度はないというふうなところでございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 水川目地区への貸し付けについてお答え申し上げます。

まず、はまなす農業協同組合は、これまで水川目地区農家の経営に深くかかわり合いを持っておりまして、既に貸付業務、他の貸付業務も行っておりますし、それらに関するノウハウもあることから、これまでにはまなす農協を事業主体とした貸付事業を計画しておりましたが、ご存じのとおり

はまなす農協は、本年4月1日に十和田おいらせ農協、八甲田農協、横浜町農協と合併することが決定しております。この貸付金につきまして、はまなす農協が現在の財務状況から、新たな貸し付けを受け、これは市からの貸し付けということになります。借りかえ、貸付金がふえることにより自己資本比率が下がるなど、合併を控え財務状況が悪化することから、合併協議会に対して説明がつかないということで辞退したいという申し出がございました。平成22年度予算において御議決いただきますれば、市から直接貸し付けを実施したいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 補正予算につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目、今回の補正予算で約9,000万円、あとこの後の報告第2号、第4号で約3億5,000万円強、合わせて4億4,000万円強が歳入不足額として予算で提案をされております。これも合わせますと平成21年度での歳入不足額の見込みは今のところどれくらいになるのか。赤字解消計画のほうでは平成21年度は約7億円ほど見ておりますので、その点をまずお聞きしたいと思います。

次に、保健衛生費の予防費、新型インフルエンザワクチン接種助成費が大幅に減になっております。これは、多分受けなかった人が多かったということなのであろうと思うのですが、何人予定したのがどれくらいの人しか受けないからこうなったというところがわかれば、そこを説明ください。これだけ大幅に接種者が少ないということは、当初の予定の効果を上げることができなかったのではないかというふうには私は危惧をしております。そういう意味で、広報や呼びかけ等々が十分ではなかったのかなというふうな気もしておりますの

で、そこら辺のこともお答え願いたいと思います。

次、労働費のうち緊急雇用等対策費、こちらのほうは228万9,000円の減となっております。丸々予算書では県に戻すような形になっておりますが、非常に今の経済状況を考えますと戻すのは非常にもったいないというふうに私感じております。この減の理由をお答え願いたいと思います。

詳しく中身を見てみますと、それは3つの事業が大幅に減になっておりますが、その部分の説明をお願いしたいと思います。

次に、教育費国庫補助金、小中学校費補助金、こちら理科教育設備整備費等補助金の減額についてです。これに対応する歳出のほうの項目が載っていないので、はっきりはわかりませんが、補正予算のときには補助金に対して同額の一般財源がかつて予算化されていたと思います。それでいきますと、中学校では20万円と少額ではございますが、小学校のほうでは240万円、約20%も理科教材が購入できなかったということになるのかなというふうに感じております。この補正予算の審議の中で、たしか私むつ市は他の自治体と比べて多目に予算化ができた、非常にいいことだというふうに議論した記憶がありますので、その部分の減額の理由についてお知らせを願いたいと思います。

以上、4点お願いします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 中村正志議員の1点目、予算書の15ページ、雑入の見通しについてお答えいたします。

本議案で8,919万9,000円の歳入不足を計上しておりますが、トータルで12億9,405万8,000円、平成20年度の実質収支が14億6,207万9,000円の赤字でしたので、現在1億6,802万1,000円の剰余、いわゆる単年度の黒字となっております。ただし、これはあくまでも予算ベースの数字でありますの

で、決算ベースである赤字解消計画とは単純に比較できないものであります。

今度の決算見込みについてであります。除排雪経費についてはほぼ落ちついたのではないかと見ておりますが、決算に大きな影響を及ぼす特別交付税の決定が今月の半ば過ぎになることや、まだ年度途中で事務事業費が流動的な状況から、今は具体的な数字をお示しできる段階ではありませんで、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、赤字解消計画における今年度の単年度収支は7億6,800万円となっておりますので、市長自らも関係機関に出向いて大雪の影響を訴えたり、除排雪経費の一部に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用を図ったほか、すべての部署に対し一層の内部経費の節減を求めたところであります。出納閉鎖を迎える5月末までには、市税等歳入の確保もあわせ、計画の達成に努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 新型インフルエンザの減額のことでございます。昨年10月開会されました第146回臨時会で報告し、ご承認いただきました優先接種対象者を対象とした新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金ですが、本年1月25日から接種を希望するすべての方が接種可能となりました。接種回数の変更や1月までの接種率を勘案し、市といたしましては、優先対象者と同様の助成を行うことといたしました。しかしながら、新型インフルエンザの流行の鎮静化により、今後の接種希望者数は、当初見込みより減少するものと見込まれることから、今回減額補正をしたものでございます。

なお、1月末までの接種率でございますけれども、これが18.91%。まだ2月分の方がまとまっておりませんので、若干ふえるかと思うのですけ

れども、あとかなり低い率で、青森県全体でも16%前後と。それよりも上にはいっているのですけれども、まだ18.91%ということでございます。

あと、医師会のご協力によりまして、小・中学校につきましては集団接種を一応延べ31回実施していただきました。小学校につきましては、接種率が市内で39.57%、中学校につきましては20.49%、接種する前にインフルエンザにかかった方が結構いたという状況でありますので、この率になっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 労働費の緊急雇用等対策費の減についてお答えいたします。

国の経済対策として行われております緊急雇用創出事業の交付金を活用し、補助率10分の10の県補助金を財源として事業実施してきたものでありますが、緊急雇用創出事業の中では、9事業のうち3事業、それからふるさと雇用再生特別基金事業では、4事業のうち3事業に係る委託費で減額が生じました。この理由は、雇用期間のずれにより委託費の減でございます。事業実施が若干おくれた事業がございまして、その分雇用がおくれたということで、その分の委託費を減額してございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 小・中学校の理科教育設備整備費についてご説明をいたします。

小・中学校の理科教育設備費につきましては、当初予算で小学校が63万円、中学校が63万円というふうなことで126万円の予算措置をさせていただいておりました。通年ですと、国の予算枠がありまして、大体この程度の配分しかないのでありますけれども、平成21年度では国が経済対策を推し進めたというふうなことで、6月の補正予算におきまして、小学校では1,250万円、それから中

学校では900万円の補正をしていただきました。平成21年度の総額では、小・中合わせて2,276万円の予算をいただきまして、事業を執行させていただいております。この結果、小・中学校合わせて643品目の理科備品を整備することができております。予算の執行といたしましては、2,120万6,311円というふうな執行になっております。したがって、計画したものはすべて予算で購入できたというふうなことでございます。

歳入のほうで、小学校は120万円の減額、中学校は10万円の減額というふうなことになっておりますけれども、これは入札執行によって残が出た部分を国のほうに返すという補正でございます。

歳出のほうは全然かまっていないのではないかなというふうなことでございますけれども、これは他に学校に必要な教材備品がございまして、これを財政のほうにお願いいたしまして、ほかに使わせていただきたいというふうなことで、今回の減額はしておらないというふうなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） まず、歳入不足額のほうですが、現時点では具体的な数字は言えないと。今までの話を聞きますと、大分厳しい状況にありますが、何とかそれに向けていきたいということで、決算の状況を見たいなというふうなことはそのあたりでとどめておきたいと思っております。

次、新型インフルエンザワクチンなのですが、私は接種をいたしました。今の説明ですと、やる前にかかってしまった人もいっぱいいたから大分減ったのではないかなというふうなことも話されておりましたが、やはりこれだけの多額の予算を組んで実行できなかったというのは、予算を執行するに当たっては少々問題があると私は感じております。そういう意味で、今後こういうことがあるかどうかはわかりませんが、その際には接

種する方々への呼びかけ広報は、今回のことを踏まえまして、もうちょっと行き渡るような方法を考えていただきたいと、このように思います。

緊急雇用対策のほうですが、事業の実施時期がおくれたから返還額が生じてしまったということですが、事業の時期がおくれたのは、まさか役所の事務作業がおくれたとかという理由ではないですよ。細かく見ていきますと、ふるさと雇用再生特別基金事業のほうですと、栽培漁業推進事業、これ105万円も返還になっているのですよね。新規雇用予定が1人にもかかわらず、こんなたかさんの返還額になるということです。せっかく県のお金でやるのですから、こういうロスが出るというのは非常にもったいない。先ほども言いましたけれども、非常にもったいない。ぜひともそういうことがないような事務作業の進め方をしていただきたい。平成22年度でも相当多額のこの事業を組んでいますので、そういうことのないようにしていただきたい。この点についてお答えをお願いしたいと思います。

教育費の理科教材のほうですが、そうしますと補正予算のときに盛られていて、一般財源の部分のほうは各学校それぞれそれに沿って教材のほうを購入したということだという説明でございました。これどうなのでしょう。最初の予定の品物は、ほぼ達成できたということですが、達成できて少し余っています。達成できて国に返す分が少し余っています。これ6月の補正のときも100%十分ではないけれども、ある程度の満足する額はできたということですから、恐らくまだ不足分は各学校あると思うのですよね。その部分にこれを回すようなことはできなかったのかどうか、その辺を聞いてみたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 緊急雇用等対策の実施時期でございますが、これは市の都合でおくれたわ

けではございません。委託をして事業実施してもらいます事業主体のほうの取り組みのおくれによるものでございます。ただ、この事業は議決いただきましてから、ハローワークでの諸手続が必要になってまいります。そういった意味では平成22年度の予算においても、事業実施主体になる事業体には早急に準備を進めていただくよう市のほうもお願い、協力してまいりたいと考えてございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 理科教材の部分についてお答えいたします。

確かに国のほうに返すのはもったいないというふうなことなのですが、うちのほうも、教育委員会といたしましても、その入札残の部分、非常にもったいないのうございます。これを県にお願いして、入札残の部分を使わせていただきたいというふうなことで追加配分を受けております。その部分が200万円ありました。それをさらに購入した段階で100万円、それが残ったというふうなことになりますので、十分な配慮をしていただいたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 雇用対策ですけれども、こだわるわけではないのですが、事業実施がおくれた、委託先の関係だというふうなことで、公開されている資料を見ますと、その多額の返還金が生じたところは、4月17日ですとか、5月15日ですとか、開始済みとなっているのです。それはそれでいいですので、平成22年度はこういうロスの出ないようなやり方をぜひしていただきたい。そのことだけを申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 2点ほどお願いします。

まず、27ページの中学校耐震改修事業費ですけれども、この大畑中学校と脇野沢中学校の改修事業の内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、デジタルテレビ整備事業についてお伺いをしたいと思います。全般を通してデジタルテレビ整備事業費が増額とか減額で提案されているわけですが、これは市関係全体での指名入札なのか、市長部局とか教育部局とか消防部局とか別々に指名入札したのかお聞かせを願いたいと思います。また、あわせて台数は全部で何台だったのか、わかりましたらお知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 私からデジタルテレビのほうのお尋ねにお答えしたいと思いますけれども、学校関係と、それから他の公共施設、これは別々に入札をしてございます。公共施設、17ページのほうにつきましては、155台の購入ということで、そこにございます1,233万円は入札残ということでございます。

教育委員会のほうは、教育委員会からお答えがあります。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、デジタルテレビの件でございますけれども、入札はむつ地区を4カ所に分けて入札をしてございます。小学校では182台を入札しております。その執行残というふうなことになります。

それから、耐震改修の件ですけれども、大畑の中学校は体育館の改修を行うというふうなことでございます。校舎のほうは、既に耐震改修が終わっているというふうなことで今回は体育館の改修

と。脇野沢のほうは、校舎と体育館を改修するというふうな計画になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） ありがとうございます。デジタルテレビでまた聞きたいのですけれども、入札指名願を受けて審査し、それによって入札指名をしたと思いますが、私ちよっと聞いたところでは、電気屋さんでないところが今回落札したと。それで、電気屋さんでは入札できない安さで落札したと聞いておりますが、このテレビを設置するときだけ電気さんに依頼されると、そのようにも聞いております。

そこで、市長にお聞きしたいのですが、私が聞いた話ですけれども、本当の話、どこの電気屋さんも苦しい昨今でございます。こういうときこそ、価格は多少高くはなるとは思いますけれども、わけあって注文することができなかったのかなと、そのように思うところがございますので、そこところをお聞かせ願いたいし、この各地区のメンテナンスとか、その保証はどのようになるのかお聞かせを願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいま高くなってもというふうなご発言でございましたけれども、市といたしましては、公平に、そして公正に入札を行いまして、高くなってもというふうなことは、なかなか私どもとしては言えないお話でございます。しかしながら、これは経済対策でありますので、十分地域にその経済対策としてお金が落ちるような考え方、基本的にはそういうふうな考え方で取り組んだところであります。やはりこれは、国から来ようとも、当然税金でございますので、この部分においては、しっかりと管理のもとで公平公正に入札をした結果の執行残と、こういうふうなとらえ方をさせていただきたいと、このように

思います。

電気屋さんでないところがとったとか、それから電気さんがどうというふうな部分、この部分は、その納入をする段階での契約の段階で、その指名をする段階での流れの中で当然決められていくものでありますので、それぞれの業者、指名審査会の中で通った、それぞれの実力の範囲の中でやっていただいたものと、このように思っております。

テレビを設置してしまえば、それほどメンテナンスの仕事というのはないものではないかなと思います。私も自分のテレビは20年、30年、ほとんど壊れておりませんし、今また新しいデジタルテレビなるものは、メンテナンスの部分ではそれほど問題はないものと、このように思います。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） わかりました。今後市長におかれても、こういう電気屋業者たりとも、これは市民でございます。そういう市民の目線に立って、今後こういう購入する事例がございましたら十分に考えてほしいと、そのことをお願いして質疑を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 議案第19号平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議案第20号平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第21号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第22号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 議案第22号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 総務管理費の処理場管理費のうちの委託料700万円の減についてお聞きをしたのですが、管理費の委託料なので、ある程度はあらかじめ見積もり等々をとって予算計上していると思うのですけれども、これだけの多額の減になったことについて、その理由をお聞かせください。

また、建設事業費、下水道整備費のうちの委託料800万円の減の理由についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

初めに処理場管理費の委託料の減額につきましては、法定水質検査業務委託料及び処理場運転維持管理業務委託料の入札残となっております。

2点目の下水道整備費の委託料の減額につきましては、川内処理区で計画していました小倉平地区の整備について、地元説明会を行い、住民の意見をお聞きしたうえで費用対効果を考え、小倉平地区は浄化槽で整備をしていくということで、下水道の整備区域から除くということで、この分の委託料が不要になったということでございます。

○議長（村中徹也） これの中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長（村中徹也） 次は、日程第24 議案第23号 平成21年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇議案第24号～議案第32号

○議長(村中徹也) 次は、日程第25 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算から日程第33 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案9件のうち議案第24号及び議案第25号に対して質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

それでは、議案第24号について質疑を行います。まず、26番齊藤孝昭議員。

○26番(齊藤孝昭) 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算に対して総括質疑をさせていただきます。項目は6項目にわたりますが、答弁のほうよろしくお願いいたします。

その前に、政権が交代して、今まで経験したこ

とのない予算の編成になったと思いますが、その担当に当たった職員の皆さんは相当ご苦労されたと思います。

そこで6項目質疑させていただきますが、まず最初は平成21年度、まだ終わっていませんが、平成21年度の予算編成と平成22年度の予算編成について、何が変わったのか、変わったことがあったらお知らせください。

また、現在国会開会中ではありますが、国の予算編成の動向に当たっては、我がむつ市にとって今後課題や問題になる点、問題というのは、予定どおりの歳入がなかった場合というふうに思っていますが、それが出てくる場合、どのようにむつ市が自己防衛をするのか、また国・県へどのような見直しを迫っていくのか、思うように予算が来なかった場合見直しをどのように迫っていくのかお伺いいたします。

2番目は、地方財政対策はどうやってされたのかということでありまして。景気が後退して地方財政も当然それに比例して疲弊していきました。今まで財政対策、いろんなことをしていただいたのは紹介のとおりですけれども、平成22年度新たに財政対策、どのように手当てされたのかお知らせください。

また、地方財政対策に関連しまして、臨時財政対策債が平成22年度も廃止されないで残ることになりました。この残ったことによって将来のむつ市の負担はどのように変わっていくのかもお知らせください。

3番目は、子ども手当の導入の影響であります。今まで児童手当という形で所得制限があって手当てをしていたものが所得制限なしで中学生以下の子供がいる全世帯に手当てされることになりました。事務量の増加、またはその手当ての内容によっては当市の財政にも影響があると思いますが、その影響についてお知らせください。

4点目は、これも民主党が政権交代時からうたっていますが、公共事業費の大幅削減と変更であります。平成22年度の公共事業費がどれぐらい削減になったかは、今後の予算審査でいろいろ明らかになっていくと思いますが、その影響。それと、まだこれも国会審議中で正式に決まったわけではありませんが、仮称と言っておきますけれども、社会資本整備総合交付金というのが新たに新設されるそうであります。この影響がどのようなものか、予想されることをお知らせください。

5番目が控除の廃止とたばこ税の増税による影響ということですが、ご存じのとおり、もう控除の廃止はほぼ決定しております。たばこ税の増税もほぼ決定しております。この影響が財政にとってどのような影響を与えるのか、どのように判断したのかお知らせください。

最後は、前段の議案第7号でも一部紹介しましたが、国保税の限度額引き上げと非自発的失業者への軽減制度の影響ということであります。国保財政は相当厳しいものになっていることは先ほどの議案第7号でいろんな話をさせていただいたとおりであります。このように制度を国からの指示によってもう決められるということの影響を、地域の事情とは別にむつ市の国保財政にどのように影響するのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総括的なお尋ねがございましたので、その部分につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。具体的な詳細については、担当から答弁を申し上げます。

まず、平成22年度予算と平成21年度予算、何が変わったのかというふうなお尋ねでございました。昨年が合併5周年、市制施行50周年というふうな記念すべき9月1日、そしてまた今これから3月14日を迎えるわけなのですけれども、年度で

すと50周年、5周年というふうな記念すべき年を迎えることができました。おかげさまで、さまざまな部分で市民の皆さんのご協力をいただき、さまざまな行事等が滞りなく終えつつあるわけでございまして、この部分でごあいさつをさせていただきさまざまな場面で、次の50年、つまり100周年に向かって新たな第一歩を踏み出す年になるのだと。つまりネクスト50というふうなことで表現をさせていただきます。新たな一歩を踏み出す年度が平成22年度であると、そういうふうな思いを伝えさせていただいておるところであります。

その部分においては、やはり一番大きな問題は財政再建であると、第一義的に。これはやはり財政再建というふうな部分は非常に守りをしっかりとしていかなければいけないだろうと。この部分においては、財政調整基金で、その積み立て等によって守りの部分はしっかりと担保をしなければいけない。そして、ただ守るだけでは非常にこれは行政の展望をするに当たって、市民の皆様方にも夢も希望もなくなってくるわけありますので、その部分において攻めの部分、これに厚みをしっかりとつけることにも意を用いた形をとらなければいけないだろうと。そこには、攻めの部分においては、やはり産業の基盤づくり、そしてまた雇用の創出、そしてまた安全安心、そしてまた人づくりというふうな非常に大きな柱があるわけございまして、その主たる政策、この部分をあらゆる可能性を探りながら、各般にわたる施策を実施して予算を配慮しなければいけないと、こういうふうな考えたところでありまして、そして平成21年度は、その部分では芽出しという表現をしきりに使わせていただきましたけれども、平成22年度は、その芽出しの部分の実りを少しでも実感できるような形で政策を展開していかなければいけないし、予算もその部分で配置をしていかなければいけないというふうな思いで、平成21年度

と平成22年度の違いをご理解をしていただければなど。つまり平成22年度は平成21年度よりもさらに攻めの部分に一步足を踏み出した予算であるというふうにご評価をいただければなど。この部分においては、新年度始まりましてから、その部分の執行管理等もしっかりやっつけていかなければいけませんし、十分注意をしながら財政再建という大きな柱、その部分をしっかりと見据えながらも行政を進めていかなければいけないだろうと、こんな思いを今いたしておるところであります。

今後むつ市にとって、課題や問題が出てきた場合、どのような自己防衛をしていくのかというふうな部分のお尋ねでありますけれども、はっきり申し上げまして、政権交代によってさまざまな部分でこれまでの手法と全く違う手法をとらざるを得ないというふうな部分が、やはり今年の夏以来実感しております。要望活動にしても、そして予算の組み方にしても、予算編成も非常に例年よりおくれた部分がありました。そしてまた、コンクリートから人へというあのキャッチフレーズがどのような形で予算の中に反映されていくのか、そしてまた、国民生活が第一と。これまで五十数年間我々が体験してきたものと全く違う形の中での政策の大転換が今年の夏以降行われ、そして今予算が間もなく通過するというふうな中で、さまざまな部分でこれは影響が出てくるものと。しかしながら私は、コンクリートから人へというふうな部分については、では果たしてこの当市、当地区はコンクリートの部分がしっかりと整備をされているのかというふうなところには、やはり私は疑問視する心を持っております。まだまだ社会基盤整備がおくれている部分については、やはり計画的に進めなければいけないという思いをいたしておりますし、国民生活が第一と、これはもう当然のことです。しかしながら、政策として家庭支援なのか、それとも地域の社会基盤づくり

が優先されるのか、ここのところのあんばいをはっきりと国の予算、動向を見ながら配慮した政策を進めていかなければいけないだろうと、こういうふう思うところでもあります。

各種施策においても、後ほど答弁がありますけれども、社会資本整備総合交付金や農村漁村地域整備交付金等制度の詳細が現段階にも明らかになっていない、こういうふうなものがありますので、国・県からさまざまな情報を得ながら、施策を展開していく必要があろうと。その部分においては、情報をキャッチする力、これも十分我々職員一丸となって努めていかなければいけないし、私自身も場面場面では国・県、そういうふうな部分での情報の取得、こういうふうなものに努めていく必要があろうと、このように思うところでもあります。

万が一各種事務事業に係る歳入の不足というふうなことが想定される場合においては、午前中お話をいたしましたように、市長会、そしてまた町村会、その国との協議の場面、これが法整備されるというふうな動きでありますので、そういうふうな場面の中で市長会として十分伝えていく必要が、積極的に要望していく必要があろうと、このように考えておるところでありますので、斉藤議員におかれましても、さまざまな場面で情報等がございましたら、市のほうにご提供していただきたいと、このように思うところでもあります。全般的な平成21年度と平成22年度の予算の違いは何か、そしてまた自己防衛をどうするのかというふうなこと、この部分について答弁をさせていただきました。

その余につきましては、関係部長から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 2点目の地方財政対策はどう手当てされたかというお尋ねについてであります。平成22年度の地方財政対策のポイント

といたしましては、第1点目は地方交付税の1.1兆円の増額をしたことでありまして、総額で16兆8,935億円となっており、1兆円を超える増額は平成11年度以来11年ぶりとなっております。

第2点目は、公債費負担の軽減措置でありまして、平成19年度から平成21年度においても実施されておりましたが、引き続き3年間5%以上の高利率の起債について公的資金の補償金免除繰上償還により公債費負担の軽減を図るものであります。当市においては、平成21年度までに高利率の起債の繰上償還が終了しております。

第3点目といたしましては、地方交付税及び一般財源総額を増額したことであります。地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は24.6兆円で、平成15年度の23.9兆円を超える過去最高の金額となっております。また、地方税及び地方交付税等の一般財源総額は59.4兆円となり、前年度比で0.3兆円の増額となっております。この中で一番のポイントは臨時財政対策債を含めた実質的な交付税を増額し、地方が自由に使える財源を増額したという点にあります。臨時財政対策債を含む地方交付税の総額は24.6兆円で、前年度と比較いたしますと3.6兆円、17.3%の増となっており、当市においては約8億2,800万円、6.9%の増になるものと試算しております。

地方交付税は、所得税、消費税等の5税がその財源となっておりますが、国税が減少する中において、地方の歳出不足分を補うだけの税収が見込めないことから、不足分については国と地方が折半して負担し、地方分は地方が起債を借り入れし、財源を確保することとしております。この特例的に認められた地方債が臨時財政対策債であり、赤字地方債とも言われておりますが、この臨時財政対策債は後年度の元利償還金について全額が地方交付税に算入され措置されることから、地方公共団体にとって起債の残高はふえることとなります

が、地方にはその負担が生じない仕組みとなっております。ただし、今後も臨時財政対策債により財源措置が続けば、元利償還金が増加し、地方財政は肥大化することになりますが、国税の増収が見込まれなければ他の行政経費が圧縮される事態も想定されることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 3点目のお尋ねは子ども手当導入が市の財政に影響を与えるかということでございますけれども、平成22年度に新たに導入されます子ども手当につきましては、これまで支給されております児童手当との差額分を追加し、子ども手当として支給するものでございます。

また、今まで所得制限により支給されなかった方等も支給されることとなり、児童手当の仕組みでの対応とされたことから、新たに市の負担が発生することとなりますが、この増加分につきましては、国からの特例交付金で措置されますので、実質的には市の負担がふえることはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お尋ねの4点目、公共事業費の大幅削減や変更の影響と（仮称）社会資本整備総合交付金はどのような影響となるのかについてお答えします。

（仮称）社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本整備について、これまで事業別にばらばらで行ってきた関係事務を一本化し、地方公共団体にとって自由度の高い交付金制度とするとの情報は得ております。また、一本化してもこれまでの事業ごとの補助率は引き継がれるとの情報もありますが、今のところ国及び県からの情報や具体的説明はありませんので、公共事業の

削減や社会資本整備交付金による影響がどのようになるのかについては、はかりかねる状況でございます。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 5点目の控除の廃止、たばこ税増税による影響をどう判断したかについてお答えいたします。

控除の廃止につきましては、平成22年度の地方税改正によりますと、個人住民税の扶養控除が2点改正される予定になっておりますが、いずれも住民税に適用されるのは平成24年度以降からとなっております。したがって、平成22年度予算には反映されておられません。

また、廃止による影響額につきましては、現段階では申告システムが改正法案に対応していないことから、積算することが困難な状況にありますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、参考までに申し上げますが、改正案の1点目は、16歳未満の扶養親族に係る33万円の扶養控除の廃止、2点目は16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止し、扶養控除を33万円とすとなっております。33万円控除廃止による市民税への影響は、税率は6%ですので、単純に計算して1万9,800円が増税になることとなります。

たばこ税につきましては、1本につき3.298円から4.618円の増税で、率にしますとおよそ40%の増になります。値上げは10月からですので、税に反映される11月から3月までの5カ月分の売り渡し本数に値上げ分を加味しております。ただ、本数につきましては、喫煙環境が悪化していること、また増税による影響も考慮しまして、平成21年度の当初予算より12.1%減、決算見込みより14.7%減の1億3,499万4,000本を見込んで積算しております。

具体的に申し上げますと、見込み本数の5カ月

分には値上げ後の4.618円を乗じて、7カ月分には値上げ前の3.298円を乗じて積算しております。その結果、平成21年度当初予算より2.5%増となる見込みでございます。決算見込みとはほぼ同額を見込んでおります。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 齋藤議員の6点目、国保税の限度額引き上げと非自発的失業者への軽減制度の影響はどのように考えているかについてのお尋ねにお答えいたします。

国保税の課税限度額につきましては、平成22年度から基礎課税分が47万円から50万円に3万円のアップです。後期高齢者支援金分が12万円から13万円、1万円引き上げる地方税法の改正を予定しております。一般会計には、直接影響はありませんが、国保会計においては限度額超過世帯が基礎課税分で121世帯、後期高齢者支援金分で325世帯と見込まれることから、調定額がおよそ700万円ほどの増額になります。解雇、倒産、雇用期間の満了等、自らの意思によらずに失業した方、これを国では非自発的失業者と呼んでおりますが、この方々が被用者保険の資格を喪失して国保に加入した場合、国保税の所得割の基礎となる前年の所得を100分の30として算定する、言い換えれば所得割を7割軽減する制度が平成22年度から新たに始まります。この軽減額につきましては、保険基盤安定制度により一般会計から繰り出しますが、必要な財源の4分の3は県が負担し、4分の1が市の負担となりますが、市の負担分につきましては、地方交付税で措置されるため、実質的な影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで齋藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、1番澤藤一雄議員。

○1番(澤藤一雄) 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算について質疑をさせていただきます。2項目お願いいたします。

まず35ページの2款総務費、1項総務管理費、28日から30目の地域振興費にそれぞれ200万円、合わせて600万円を計上しているわけです。これは前年度から旧町村の独自性と所長権限の強化、緊急な地域要望に迅速な対応をするため、各分庁舎に予算配当するという市長の決断で実現したもので、道路側溝の緊急的な修繕などスピーディーな対応が地域住民に喜ばれていますけれども、少し疑問もありますので、お尋ねをいたします。庁舎ごとに節の区分が違ってはいますが、当初から支出の目的が予定されているのか、そして平成21年度の執行状況がどうなのかお尋ねをいたします。

次に、68ページ、防災費、4目防災対策費の中に防災訓練費が計上されています。この訓練は、どの形態の災害を想定しているのかお尋ねいたします。また、本日の会議冒頭で市長から報告がありましたチリ地震大津波の避難指示区域から大畑町の上野、湊地区が漏れていた問題ですけれども、マスコミでは住民の避難率が5%と言われております。最終的には自己判断ですけれども、これをいかに高めていくか。今回は幸いにも被害が発生しなかったからよかったものの、人命にかかわる行政側の重大なそごであります。態勢を構築するまで時間的にかなりの余裕があったわけで、しかも到達時間が日中という、まさに実地訓練と言ってもいいケースでありました。避難の誘導、高齢者等災害弱者への対応、避難所の食料、暖房、健康管理等々、いずれにしても今回はしっかりと検証をして、近地津波を想定した対策を万全なものにしなければなりません。

そこで、防災計画では当市は市街地が波静かな陸奥湾に面しているため津波の影響は緩和される

ものになるという過去の記録の部分でそういう記載をさせていただきます。防災当局の意識が市の中心部にあるのか、それから今回の津波の件で災害対策本部が設置されたのか、あるいはこれに準じた災害警戒本部が設置されたのか。

次に、災害対策本部に消防長は入っていますが、災害対策支部に現地の防災に最も詳しい消防署が入っていません。消防署には当然避難対象区域のマップがあるわけです。合併前は町と消防署が一体で防災対応したわけですが、今回は消防署から何の助言もなかったのか。

それから、消防職員と市担当者は海面監視を実施するとあるが、これが実施されたのか。

避難場所に指定された上野会館と大畑公民館では、庁舎の職員が待機をしていましたけれども、ということは上野、湊地区が避難対象であることを知っていたのではないかと。

以上のことについてお尋ねをいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) まず、地域振興費の部分につきましてお答えをいたします。

昨年度から各庁舎に迅速に、そしてさまざまな部分で所長の権限もアップさせなければいけないというふうな思いから、各庁舎に200万円ずつ予算を盛らせていただいた次第でございます。そして、今回のこの平成22年度予算もそのような形で各庁舎に200万円ずつ予算を計上いたしました。節が違うというふうなお話ですけれども、これは具体的な事業を想定しているものではありません。これは、前年度の使途状況、これを見まして、その部分に配置をさせていただいたというふうなことでございます。具体的には、担当からお答えをさせるところであります。

また、けさほど大畑地区のチリ地震による大津波警報、この部分につきまして、行政報告でおわびを申し上げたところであります。決して意識が

中心部にあるというふうなわけではございません。私も、朝その全国の報道、9時半ころでしたでしょうか、そのニュース速報を見て、非常に大変な状況であると。しかしながら、しっかりと落ちついた対応をしなければいけないというふうなことで、逐次報告を受けております、担当のほうから。そして、ただちにこれは各市の状況も見なければいけません。これは、災害ではありませんので、大津波警戒対策本部という組織の立ち上げをいたしまして、各庁議メンバー、それにさらに消防長、むつ総合病院、教育長、それから公営企業局も当然入ります、庁議メンバーですので、そういうふうな形で万全の対策をとったつもりでございました。また、その警戒本部、これを立ち上げてさまざまな協議をし、そして連絡をし、そして避難勧告を出しておりました。そして、避難勧告後避難指示というふうな形で指示を出し、そして私自身も避難所、ただちに避難所というのは、やはりストーブの問題だとか暖房の問題だとか、そういうふうな部分がありますので、担当のその係の者が行って開錠して、そして状況を見るというふうな準備が整った段階で避難勧告、避難指示というふうな流れになったわけでありまして。その部分で私自身も避難状況、これを確認しなければいけないというふうなことで、大体あのころは14時45分に第1波が来るだろうというふうなテレビの報道でございましたので、その前にまずとにかく、私自身が例えば道路を封鎖されたとか、津波の状況で、その地域から出られなくなるというふうなことを回避しなければいけないわけがございます。私は本部長でありますので、その前に避難場所を確認しなければいけないというふうなことで、すべての避難場所とは言いませんけれども、避難場所を、避難所を確認をし、そして高齢者の方々、そういうふうな方々の状況を見まして、そこには市の職員も配置されておりました。その流

れの中でさまざま、これを検証しなければいけない。そしてまた、これに対応していく手段というものがもっとあるだろうというふうな思いをして戻ってまいりました。

そしてまた、16時過ぎに2回目の警戒対策本部を開催いたしまして、そこで今度決断をしなければいけなくなります。この解除はいつされるのか、これは全くわかりません。18時をめぐりして宿泊、この態勢もあるだろうと。避難されている方々が避難所に宿泊をするということになりますと、健康問題もあります。ですから私は、16時10分でしたか、15分かに開催した2回目の警戒対策本部の中で、とにかく高齢者の方々がおいでになるから、もう布団を持ち込んで横になっている方々、またお話を聞きますと、91歳、94歳、97歳というご高齢の方もおるわけでございます。そういうふうな方々のやはり健康状態というものをしっかりとこれはチェックをして態勢を整えなければいけない。保健福祉部長に命じ、保健師を2名掛ける2から3組派遣をして、ただちに健康状態をチェックするように、そういうふうなさまざまな指示を出しました。そして、18時の段階で、これはもう宿泊しなければいけないだろうと。そして夜食、夕食を手配しなければいけない、そういうふうな形。その後19時に解除になって、朝食を手配したものをキャンセルするとか、さまざまな部分で私も役所から戻ったのは20時近くになりました。

そういうふうな形で、万全を期したなど、私自身、また本部自体も、大きな津波も来ないでほっとしたなどというふうな状況でありましたけれども、すぼっとそこが抜けていたというふうなことは、全くもって私自身、そしてまた本部自体の手落ち、この部分があったというふうなことは現にありましたので、この部分については検証を、なぜそうなったのか、テンプレートでしっかりとその地域、そういうふうなものを把握をしていかな

ければいけない。そういうふうなところの手落ちがあったと。すべて検証をいたしまして、後刻、後日報告書として提出をさせていただきたいと、このように思います。

当時は、約3,200人の避難指示が出ました。そのうち10%の方々が避難をしておりました。ある時点では319名、そういうふうなことで報告を受け、私もぐるっと回りました。そういうふうな方々には激励をし、そういうふうなことをして、ほっと胸をなでおろした、そのやさきにこういうふうな事態が発生したということは、けさほどもおわびを申しあげましたけれども、市民の皆様方、そしてまたその両地区の住民の方々に深く重ねておわびを申し上げる次第でございます。その意味からして、体制をしっかりとし直して、そして問題点をあぶり出して、それについてしっかりと対応していきたいということで、総括的な答弁とさせていただきますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（河野健二） 地域振興費について、市長答弁に補足をいたします。

川内地域振興費についてであります。平成21年度の執行の状況ですが、支出済と、それから今月3月の支出予定を合わせまして100万円程度の支出を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（柳谷正尚） 大畑地区における地域振興費の平成21年度執行状況をお知らせいたします。平成22年3月5日現在での執行状況につきましてご説明申し上げます。

孫次郎間地区茶水川の護岸工事といたしまして、118万6,500円の工事費です。あわせて大畑小学校横の生活道路の補修に24万2,018円、二枚橋地区の国道279号の湧水の流れ出し防止に28万

3,844円の、以上修繕料としての需用費、それから広告代としての5万2,500円の役務費を支出しており、執行額合計では176万4,862円となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 脇野沢地域振興費の平成21年度の執行見込額ですけれども、おおむね180万円前後になる予定でございます。

主な事業ですけれども、まず林道ののり面崩壊復旧事業費、それから脇野沢河川改修に伴う農道の拡幅負担金等でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 私の調べでは、炉端談義の広告代、あるいは町内会設立祝賀会の折り詰め、地区懇談会弁当代、それから先ほどの議案第18号でしたか、補正の中で負担金補助のところ94万3,000円の補正がありましたので、これからこれが支出されるのだと思うのです。それから、おでかけ市長室のジュース代というのもあります。今の答弁と大分違いますけれども、こういう支出があったのか。そして、もしそういう用途であるとすれば、その最後の今の補正の94万3,000円がどこにこれが支払われるのか。そして、今年度末を迎えるわけですので、この振興費の趣旨、これが果たして緊急事態に対応するといった場合に、年度末まで何が起るかわからないというふうな、この性格の予算かなと思うわけです。そして、年度が終わっていない段階で、負担金補助にこれを全部入れて、とりあえず配るのだというようなことだとすれば、私はちょっとこの趣旨と違うのかなというように思うのですけれども、そういう予算の使い方について、そしてこういう考えがこれでいいのかという部分で答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） まず、脇野沢河川改修の事業でございますけれども、澤藤議員おっしゃいましたとおり、先ほど可決いただきました一般会計の補正予算の中での支出、予算の科目更正をしております。したがって、きょう可決をいただきましたので、その分には今後これから支払いすることになります。

実は、この河川改修に伴う農道の拡幅ですけれども、市道とのつけかえ部分が、市道が現在6メートル、農道が4メートルでございます、その状況のままつけかえをしますと、6メートルから4メートルになるというようにバランスが非常に悪くなるわけです。ということで、地域の除雪とかそういう交通事情を考えた場合、やはり同じ幅にするということで、まずその2メートル、機能補償以外の2メートル部分についての負担をこの地域振興費で支払うというものでございます。

それから、おでかけ市長室の開催、町内会の設立等にも今議員おっしゃったとおり支払いをしております。

以上です。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 今の答弁、先ほどの答弁とちょっと変わったわけですが、そういう本来本庁の予算に計上されるべきもの、あるいはおでかけ市長室の場合には、必要であれば、これは広報広聴予算に計上されるべき性格のものなわけですよ。それから、例えば町内会の補助金というものがあれば、これは本庁の予算に、コミュニティーの予算に計上されるべき予算なわけですよ。地域ごとに200万円ずつ配分している、だから年度末までに全部使うのだと、そういうことになれば、これ全市的に見れば非常に公平性を欠く使い道になるのではないかと思うわけです。ですから、これはやはり毎年予算化されるわけですから、

一つの原則といいますか、そういうものが私は必要だろうと思うのです。例えば飲食費等、ほかの地域が会費で賄っているようなもの、あるいは個人負担であるものについては、これは支出をしない。それから、町内会等本庁で予算化すべきものについては、これはきちんと本庁で予算化すると。それから、地域の要望に迅速に対応することであれば、年度終了まで何が起こるかかわからないわけですから、そのための予算であるとするれば、予算があるから使い切るということはどうなのかということで、所長権限とは言いながらも、一定の原則を設けるべきではありませんか、市長。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 予算があるから使い切ると、そういうふうな性格の地域振興費で私は盛った気はありません。つまり各庁舎でこれまでさまざまな議論の中で、各地区でさまざまな要求があり、それをいかに所長の権限の中でさまざまなアイデアを出し、そしてアイデア、提案を受けたものに対してどういうふうな使い方をしていくのか。ただちに対応していこうと。すぐやる課というのですか、そういうふうな形のすぐやる予算というふうな意味合いを私は持って、各庁舎に200万円掛ける3というふうな形で配置をしたわけでございますので、あるから使うというたぐいの予算ではございません。その部分はしっかりと対応していきます。

ただ、おでかけ市長室でジュースを私は飲んだことがありません。お茶だと思います。その部分は、訂正をしていただきたいと思いますし、それは1カ所、多分脇野沢の小沢地区に行ったときに、遅くなりまして、普通ですと、やかんでわかして、茶葉でやるお茶だったのですけれども、すべてほかは。あの場所では、お茶の準備ができていなかったものですので、寒さもあり、そういうふうなことで、お茶を手配したというふうな記憶はござ

います。ジュースではございませんので、その部分ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 第9款消防費にかかわってお尋ねをいたします。

まず、現在市が消防団員に支給している報酬費は年間幾らなのか。

それから、国の交付単価に準じたものであるのかどうか。

なお、国の交付単価は幾らなのかについてもお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 工藤議員のお尋ねにお答えいたします。

消防団員の報酬に係る交付税算入額につきましては、人口規模により定められておりますが、当市が該当する10万人の人口規模の交付税額を当市の消防団員数、これは1,067人ですけれども、これで割り返しますと、1人当たりの単価は年額約1万7,298円となります。新年度予算における当市の消防団員の1人当たりの報酬額は、年額1万7,742円となっております。若干交付税を上回っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ただいまの説明だと、国の交付単価を上回っているという答弁でしたけれども、それでよろしいかどうか。

それから、国の交付単価は幾らなのか。さっき答弁漏れでしたので、国から来ている単価。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 国の単価は、いろいろ消防団の規模によって違うのですが、標準的な例としまして、10万人であれば消防

団員が563名、これが標準規模だそうです。ただ、当地域の場合は、各地に集落が分散しておりますので、また面積も広大ですので、約この2倍ほどの消防団員がおります。ですから、一概に国の単価とうちのほうの単価をそのまま当てはめるわけにはまいらないと思います。先ほどもちょっと答弁したのですが、国の単価は、この算式によりますと、約1万7,298円となっております。うちのほうの新年度予算における単価は、1万7,742円となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 平成22年度むつ市一般会計予算について、総括質疑をしたいと思います。総括なので、余り細かくならないようにしたいとは思いますが、市長が特別委員会に出席されるか、現時点ではどうかかわからないので、触れるかもしれませんので、その点についてはご了承願いたいと思います。

まず、この長引く景気後退の中で、非常に税収の落ち込みが大きいわけです。そういう中で創意と工夫のきらめき予算ということで、当初予算として約18億9,200万円の増、率にして5.9%の増の予算案を編成いたしました。これが今の状況を考えたときに、果たしてこの予算の大幅な増額というのは正しいことなのか、市長のお考えを聞きたいと思います。

この予算の中身を見れば、感じるのですが、国も地方も借金頼みの財政運営なのですね。将来への負担の先延ばしでしかないというふうに感じています。本当にこれでいいと思うのか、まずは市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、次、総務費の財政調整基金、赤字解消計画の履行を担保するためということでございま

すが、この履行を担保するための額、平成22年度は4億3,000万円ということですが、この額については妥当な額だとお考えでしょうか。これ以外の赤字解消分の財源の手当てはどうなっているのか、当初予算ではどのような形で予算に反映されているのか、ここをあわせてお聞きしたいと思います。

続きまして、市債の新規発行額が54億5,780万円になっております。これに対しまして、償還額の方は39億3,010万円です。昨年と比較しましても発行額と償還額の差は大きくなっております。このことは、地方債残高の大幅な伸びにつながっておりまして、将来に対して大きな負担となっております。財政の硬直化を生む原因にもなると思います。この点についても市長の考え方をお聞きしたいと思います。

この市債の中でも、先ほど若干触れられておりましたが、臨時財政対策債が5億円近くも増加しております。この臨時財政対策債というのは、元利償還金の全額に地方交付税が充てられるということで、言い方は悪いのですが、全国の多くの自治体が安易に使っているのではないかなというふうに、ちょっと表現適切ではないかもしれませんが、そういうふう感じております。この臨時ということですから、本当であれば文字通り一時的な措置なのですけれども、2001年から今のところずっと続いております。このことによりまして、非常に残高がふえてきております。その残高が膨れてしまっているせいなのか、この臨時財政対策債の借金をまた臨時財政対策債で返すというふうな構図が完全に見えてきております。自転車操業みたいなものですよ。やはりこれは地方財政の自立を非常に阻害することになると思います。なので、私といたしましては、この臨時財政対策債に本当であれば頼るべきではないといいますが、ちょっと表現がきつ過ぎますので、頼り過

ぎるべきではない、このような表現をしたいと思いますが、このことについて市長のお考えを、この点についてもお聞きしたいと思います。

続きまして、新政権の大きな政策の目玉のうち何点かが平成22年度から施行されるわけですが、子ども手当につきまして、中身についてむつ市の負担分、先ほどの斉藤議員の質疑でわかりましたが、そうであるならば、この事務的負担というのはどれくらいかかるのでしょうか、その財政手当てはどうなっているのでしょうか、その点を聞きたいと思います。

もう一つ、米農家への戸別所得補償制度が開始されます。これは、どの予算の部分に上がってくるのかなというふうに考えたのですが、ちょっとよくわかりませんでした。これに対するむつ市の負担はどのようなのでしょうか。事務的負担はどのようなのでしょうか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

この戸別所得補償制度によりまして、これまでの減反政策や米から別な農作物への転作政策というのがありますが、これにはどのような影響が出るのでしょうか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 厳しいお尋ねだったと思います。予算の5.9%の増、これは正しいのか、正しくないのかと。正しいのかということですので、正しくないとは私は当然言いませんし、私は正しいものとして議会のほうに今上程をさせていただいている次第でございます。つまりこの5.9%の伸び、昨年も当初予算はかなり伸びました。ことしも伸ばさせていただいた。これは、何に起因するのかと。こうしますと、やはり財政の健全化は当然そうだけれども、財政の健全化の中でも先行きが見えてきているだろうと、こういうふうな部分を私は感じております。それは、中村議員も

もう底を打つただろうと。しかしながら、今この除排雪の問題で平成21年度は、少しまた苦しくなりますけれども、しっかりとした歩みを今も続けているというふうなご判断はしていただけるものではないかと、このように思います。それがまず前提でございます。

そしてまた、コンクリートから人へと現政権がさまざまな形の中でこういうふうに応用していただくわけでございますけれども、やはりこの地域はまだまだコンクリート、この部分が、先ほどもお話をしましたように、しっかりと地域インフラを整備していかなければいけない、こういうふうな状況にある。そしてまた、これまで手をつけてこれなかった学校の建築の問題、小学校のほうは2校あります。第一川内小学校、そして第三田名部小学校、今建築が進んでおります。そしてまた、防災の拠点であります大畑消防署、こういうふうな部分の大規模な事業が重なっているという場面でございます。その部分において、やはり膨らんできていると、こういうふうに思います。

そして、やはりコンクリートから人へのときにお話をいたしましたように、雇用というふうなものもしっかり守っていかなければいけない。そしてまた、地域経済をしっかりと下支えしていく必要があるというふうな形、この部分の中での5.9%の増、私にとりましては正しい予算を組ませていただいたというふうに認識を持っておるところでございます。

また、臨時財政対策債、この部分で地方交付税の不足を補うためというふうに応用いたしまして、起債をいたしましたので、この部分での起債残高がふえましたし、それからご承知のとおり団塊の世代の大量退職があります。この退職組合の負担金が膨らんでおりますので、その財源対策として退職手当債を発行しているというふうなことでございます。交付税でさまざまな有利な措置が見

込まれる、そういうふうな制度を私は優先して活用しているということをご理解をいただきたいと思っておりますし、中村議員も既にご承知のとおり、臨時財政対策債、後年度これは交付税で100%措置されるわけでありまして、こういうふうな有利なものを使わずに景気が冷え込むというふうなことよりも、大いに使って、地方の、地域の経済の下支えをしていく必要があると、このように思っておりますし、活用期限が迫っております合併特例債、この有効活用、こういうふうなこともしっかりと対応していかなければいけません。しかしながら、一方では財政規律、起債残高の管理というふうなものも十分目配りをしながら財政運営をしていかなければいけないだろうと、このように思っております。

とにかく財政の体力の回復に努めて財政再建、健全化をしっかりと果たしていきたいという気持ちには、一向、みじんも揺るぎがないというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

借金頼みというふうなことで、これからこういうふうなことの少ないような財政、体力をつけていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その余につきましては、担当から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 戸別所得補償制度につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、実は現段階で詳細に決まっているわけではなくて、私どもで今つかんでいる範囲内でご説明申し上げたいと存じます。

まず、この戸別所得補償制度につきましては、平成22年度はモデル事業として実施し、平成23年度から本格実施することとしております。この事業は、2つの制度から成っております。まず米

の戸別所得補償モデル事業でございますが、これは米の生産数量目標に即した主食用米の生産を行う販売農家に対し、作付面積に応じて国から直接生産農家に交付金を支払いするものであります。現段階では、定額分で10アール当たり1万5,000円を全国一律に交付される予定でございます。

また、当該年度において販売価格が標準的な価格を下回った場合には、変動部分として追加の交付もあるというものでございます。これがどれぐらいになるかは、そのときの状況によって変更がございました。

また、もう一つの事業は水田利活用自給力向上事業でございますが、これはこれまで平成19年度から平成21年度まで実施しております転作に係る産地確立交付金事業にかかわるものでありまして、米の生産調整により主食用米を作付しない水田を有効活用し、麦、大豆、ソバや米粉用米、飼料用米を作付し、これに対してそれぞれの作物ごとに交付金を支払いするものでございます。これにつきましても、ただいま県と国でどの品目をどれぐらいの単価にするか協議中でございますので、決定はいたしておりません。

いずれにいたしましても、これらの作物は、これまでの栽培管理よりも、より厳密な管理が求められておりまして、さらには流通契約等々も必要になってまいります。

これらの2つの条件を現段階で示された中で試算してみますと、米の所得補償モデル事業では、むつ市には約1,600万円ほどの交付金が見込まれます。一方で転作関係でございますが、制度が変わったということで、逆に2,800万円程度の減収となる見込みです。総トータルいたしますと、約800万円程度現段階ではむつ市内では減額になるのではないかと試算をいたしておるところでございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 先ほど齊藤議員のお尋ねに、子ども手当のほうについては、その市の財政の影響はないということをお答えいたしましたけれども、事務費等につきましては、これも特例交付金等あるのでございますけれども、児童手当の上に上乗せといえますか、その部分があるものですから、約328万8,000円ほどの事務費の増というのが見込まれております。これは、臨時職員の賃金ですとか、それからそれを通知する分の通信費等が含まれております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 答弁漏れがございました。

自給調整円滑化推進事業費でございますが、これはこの転作等の制度の実施に伴う事務経費でございます。10分の10まではいきませんが、それに近い数値で国からの交付金となつてございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 細かい部分につきましては、特別委員会のほうで再度お尋ねしたいと思っております。

ただ、今の答弁の中で、赤字解消計画分、財政調整基金の部分についての答弁がなかったので、再度、今回4億3,000万円積み立てておりますが、これは妥当な額だと思っているのか、これ以外の部分の財源の手当ては当初予算ではどのような形で反映されているのか、これを再度お聞きしたいと思います。

市長、正しいと思って今回出すということです。そうでしょう。ただ、先ほども申しましたけれども、臨時財政対策債、頼り過ぎるべきではないということを、私の意見として再度申し上げて、この部分は今回はとめて、別な部分でまた議論させていただきたいと思っております。

財政調整基金の部分のことについてお答えを願

いたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 赤字解消の担保、いわゆる財政調整基金についてお答えいたします。

赤字解消計画における平成22年度の単年度収支は6億500万円と予定しており、これに対し財政調整基金への積立額が4億3,000万円の計上、1億7,500万円不足した形になっておりますが、引き続き遊休資産等の売却や内部経費の節減等で財源対策を図り、目標の達成に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑を行います。25番 富岡幸夫議員。

○25番（富岡幸夫） 議案第25号につきましては、先ほど議案第7号のところで質疑させていただきましたので、取り下げいたします。

○議長（村中徹也） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに予算議案に対して質疑ありませんか。13番 佐々木隆徳議員。

○13番（佐々木隆徳） 1点だけ。先ほど澤藤議員が質疑いたしましたけれども、地域振興費について、市長がお見えですので、これを確認しておきたいと思います。

昨年新たにつくっていただいたときには、何に使用してもいいと、地域からの要望にすぐ対応できるようなというふうな認識で私はおりますけれども、先ほど澤藤議員が年度末まで云々という話でいけば、地域からの要望等に対応できないのではないかと。どっちの認識がいいのか。先ほど澤藤議員は、年度末まで何があるかわからないと。そうすれば、200万円を、要するに3月末まで使

えないと、そういう認識になります。最低限所長の権限で、もちろん何に使ってもいいというのは制限あると思いますけれども、所長権限で使っているものはどんどん使わせるべきだし、先ほど何点か各庁舎ごとに言いましたけれども、それは何ら問題ない使途だと思いますので、その点市長から認識伺いたいと思います。

それから、ついでですけれども、3庁舎の今の地域振興費の使途が、区分等が別々ですけれども、何か事前に事業等の見積もりなり、何か使い道の見積もりなりなんなりとって計画しているのか、その点について伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） すぐやる予算と先ほどお話をいたしましたので、やはりすぐやるというふうな形で考え、そのコンセプトの中でさまざまな地区の要望に対しておこたえをしていきたい。仮にまた緊急性の高いものというふうなものになりますと、当然補正予算を組むなり、また専決でやるなりさまざまな手法の中でその予算を執行していかなければいけないと、こういうふうな認識でございます。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 平成22年度の予算の見積もりに当たっては、先ほども申しましたとおり、特に使途を限定した形での予算の見積もりはしておりません。あくまでも平成21年度の事業を参考とした形で予算を見積もりしてございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（佐々木隆徳） 今脇野沢庁舎所長が説明しましたけれども、要するに3庁舎ともということですね、脇野沢に限らず。要するに脇野沢と同じ形に、川内も大畑もなっていませんので、それぞれ要望に応じた形で今後使えと、使うという形で認識していいわけですね。

わかりました。

○議長（村中徹也） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

予算議案に対してほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で平成22年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第32号までの平成22年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第32号までの平成22年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 5時16分 休憩

午後 5時31分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に鎌田ちよ子議員、副委員長に富岡修議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長（村中徹也） 次は、日程第34 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第35 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長(村中徹也) 次は、日程第36 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 何点かお願いします。

市の所有の木ですが、ここの木を伐採して、誤りに気づいた経過というのを教えてもらいたいなと。市のほうで何もしないというか、市のほうは全然気づかなかったのかどうかということです。そこら辺の経過をお聞きしたい。

そして、ここの山の面積、それはどのくらいの山か。杉林だったのか、そしてまた全部伐採したものかどうか。伐採した木というのは、どういうふうに分けているのかと。伐採した後の山は、どのようにする予定なのか、また杉を植えるのか、それともそのまま更地しておくのか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長(村中徹也) 教育部長。

○教育部長(佐藤節雄) お答えいたします。

まず、経過でございますけれども、業者が学校

林周辺の立木を売買により取得し伐採したところ、誤って市所有の学校林を伐採してしまったというふうなことでございます。立木の伐採後に植樹を行っております。契約面積に対して植樹した苗木の本数が非常に多かったというふうなことで、その時点で誤伐に気がついたようでございます。ただちに森林組合のほうに調査が依頼されました。市所有の立木の伐採が判明したことから、市の農林水産課を経由して、平成21年11月10日、昨年の11月10日ですけれども、教育委員会に報告があったというふうなことでございます。

面積は、1.32ヘクタール、主な樹種は51年生の杉です。本数は1,099本となっております。伐採された木は、既に売り払いされておりますので、森林組合のほうで調査いたしまして、売り払いの金額を確定し、それから搬出経費を控除して、実質収入額を積算しております。その部分を市のほうに納付すると。市のほうでは、損害賠償として、その実質的な収入額の分に10%を上積みして61万6,000円という金額をはじき出しております。

伐採地には、既に業者によってヒバの苗木が植樹されております。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 5番。

○5番(横垣成年) ということは、向こうのほうから言ってこなかったら、市のほうは全然気づかなかったということよろしいのかということを確認させていただきます。

あと、その跡にヒバを植えた。これは大変逆によかったかなというふうには思っているのですが、これ全く杉だけの山だったのでしょうか。そこも再度確認させていただきます。ということは、市としてはヒバにかえられたわけですから、このヒバ林を今後育てていくというふうな立場でこれから市は対応していくのかどうか、そこのところも教えてもらえればなと。今私もできれば杉

林をヒバにかえるべきだというのをいろいろ主張しているのですが、そういう意味では子供さん、学校林ですから、ヒバというのを教える大変いいエリアになるなというふうにも思いますので、その考え方というか、やはり教育にそういう形で取り組むいい場所にできないかどうかということも含めて、その山のあり方、教えてもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

この部分については、ほとんどが杉でございます。そのほかにカラマツとかアカマツも若干あります。そのほかにカラマツとかアカマツも若干あります。そのほかにカラマツとかアカマツも若干あるのですけれども、これは全然売り物にならないというふうなことで、専ら杉が売買の対象になったようでございます。

それから、業者が報告するまで気がつかなかったのかというふうなご指摘でございますけれども、ここの部分は搬入路もありません、搬出路もない場所ですので、なかなか市のほうでは調査をしづらい場所でございます。実際業者から報告があって初めて認識したというふうなのは事実でございます。

先ほど議員から学校の教育に使ったらどうかというふうなお話もございましたけれども、地域的には非常に山深い地域でございますので、ちょっと無理かなと。周辺が全部私有林になっておりますので、そこの市の学校林のほうに行くというふうなのはなかなか難しいのかなというふうな思いでございます。

現時点でヒバが業者の手によって植えられておりますけれども、この取り扱いについては、まだ最終的な結論は出ておりません。どういう取り扱いになるかということはこれから協議をしたいというふうに思っております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番白井二郎議員。

○17番（白井二郎） 2点ほどお尋ねいたします。

誤って伐採して和解したと、それは十分理解いたしました。

ところで、この件について第一田名部小学校のPTAとか学校側にどのような形で、どのような話がなされたのか、第1点です。

そしてまた、この61万六千何がしのお金ですが、今後の使い道といたしますか、利用方法をどのように考えているのか、その2点をお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

一応学校のほうには説明をしているというふうなことでございます。

61万6,000円、これをどう使うのかというふうなことですけれども、むつ市学校林造成条例がございます。その学校林造成条例では、学校林から上がったものについては、その学校に使用していただくというふうな規定がございますので、これについても学校のほうに希望のものを整備したいというふうなことで、学校のほうからはテントを買ってほしいというふうな要望がなされておりますので、そのように取り計らいたいと思っております。

PTAのほうにも説明をして、そのような形にしてほしいというふうな要望がなされておるようでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 今の部長の説明は、PTAのほうにも学校のほうにも連絡して、このお金は学校と、またPTAと協議しながら学校のために使うということでございます。全くそのとおりでございます。この学校林は、先人が、その地域に住んでいる方が、この学校に思いを寄せて、昔は木

造でございましたので、この木材を使って新しい学校をつくってほしいとか、そういう思いの学校林でございます。この61万6,000円という金は、今の時世にすれば大した金額ではないかと思いますが、その先人の思いをぜひこの学校のために、子供のためにお使いくださいますよう改めてお願いして質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第37 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月9日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月10日及び11日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明3月9日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月10日及び11日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月12日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 5時47分 散会

